平成１６年（判）第１０号及び第１１号

審　　決

東京都港区芝浦一丁目１番１号
被審人　株式会社東芝
同代表者　代表執行役　佐々木　則　夫

東京都港区芝五丁目７番１号
被審人　日本電気株式会社
同代表者　代表取締役　遠　藤　信　博

上記被審人ら代理人
弁　護　士　西　　迪　雄
同　　柴　田　保　幸
同　　村　上　敬　一
同　　向　井　千　杉
同　　富　田　美栄子
上記被審人ら代理人西迪雄復代理人
弁　護　士　小　林　幸　弘

公正取引委員会は，上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第８２条の規定により審判長審判官大久保正道，審判官中出孝典及び同佐藤郁美から提出された事件記録並びに規則第８４条の規定により被審人らから提出された異議の申立書及び規則第８６条の規定により被審人らから聴取した陳述に基づいて，同審判官らから提出された別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

被審人株式会社東芝は金２１億７０５３万円を，

被審人日本電気株式会社は金２０億４１０６万円を，

それぞれ課徴金として平成２２年１２月２７日までに国庫に納付しなければならない。

理　　由

１　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，後記第２項のとおり訂正するほかは，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第６と同一であるから，これらを引用する。

２　別紙審決案を以下のとおり訂正する(ページ数は,同審決案のページ数を指す。)。

⑴　５０ページ９行目の「一般入札」を「一般競争入札」に改める。

⑵　５２ページ２２行目の「受注行為」を「受注調整」に改める。

３　よって，被審人らに対し，独占禁止法第５４条の２第１項及び規則第８７条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２２年１０月２５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

委　員　濵　田　道　代

別紙

平成１６年（判）第１０号及び第１１号

# 審　　決　　案

東京都港区芝浦一丁目１番１号
被審人　株式会社東芝
同代表者　代表執行役　　佐々木　則　夫

東京都港区芝五丁目７番１号
被審人　日本電気株式会社
同代表者　代表取締役　　遠　藤　信　博

上記被審人ら代理人
弁　護　士　　西　　迪　雄
同　　柴　田　保　幸
同　　村　上　敬　一
同　　向　井　千　杉
同　　富　田　美栄子
上記被審人ら代理人西迪雄復代理人
弁　護　士　　小　林　幸　弘

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号。以下「改正法」という。）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

被審人株式会社東芝は金２１億７０５３万円を，

被審人日本電気株式会社は金２０億４１０６万円を，

それぞれ課徴金として国庫に納付しなければならない。

理　　由

第１　本件審判事件の概要（以下の事実について争いはない。）

公正取引委員会は，郵便番号自動読取区分機類の製造販売業を営む被審人株式会社東芝（以下「被審人東芝」という。）及び同日本電気株式会社（以下「被審人日本電気」といい，被審人東芝と合わせて「被審人２社」という。）が，郵政省が発注する郵便番号自動読取区分機類の一般競争入札において，独占禁止法第２条第６項に該当する不当な取引制限を行ったとして，被審人２社に対して，審判審決により排除措置を命じた後，同審決が認定したものと同一の違反行為について課徴金納付命令を発した。被審人２社は，この課徴金納付命令に全面的に不服があるとして審判開始請求をしたので，公正取引委員会が審判開始を決定したのが，本件審判事件である。

１　被審人２社の概要等

被審人２社は，それぞれ肩書地に本店を置き，電気機械器具製造業などを営む者であり，いずれも郵便番号自動読取区分機類の製造販売を行っていた。

郵便番号自動読取区分機類は郵政省の競争参加資格者名簿の物品の種類に掲げられた機械類であるが，被審人２社は，少なくとも平成７年４月から平成９年１２月までの間，我が国において，郵便物自動選別取りそろえ押印機（以下「選別押印機」という。），選別台付自動取りそろえ押印機（以下「台付押印機」という。），郵便物あて名自動読取区分機（以下「あて名区分機」という。），新型区分機，新型区分機用情報入力装置（以下「情報入力装置」という。），バーコード区分機（Ａ型及びＢ型）及び区分機用連結部（以下「連結部」という。）の各機械類（以下「区分機類」という。）のほとんどすべてを製造販売していた。

２　郵政省の区分機類の発注状況等

⑴　会計法（昭和２２年法律第３５号）は，国が売買等の契約を締結する場合においては，原則として，一般競争に付さなければならず，契約の性質

又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては，指名競争に付するものとしている。

⑵　郵政省は，区分機類を，昭和６１年度までは随意契約により，昭和６２年度からは国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）の方法により発注していたが，平成７年度以降は，会計法及び特例政令の規定に基づき，一般競争入札の方法により発注するようになった。

郵政省は，一般競争入札の方法により発注する区分機類について，平成９年度まで，あて名区分機，新型区分機，バーコード区分機（Ａ型），バーコード区分機（Ｂ型），選別押印機，台付押印機，連結部及び情報入力装置の機種別，右流れ型・左流れ型の流れ型別（情報入力装置を除く。）に分け，さらに，新型区分機，バーコード区分機（Ａ型）及びバーコード区分機（Ｂ型）にあってはロ数別，あて名区分機にあっては区分処理する速度別（Ｌ１型，Ｌ２型）及び口数（区分用区分箱数）別を勘案して（速度別を勘案することについては平成７年度のみであり，口数別を勘案することについては平成８年度試行機を除く。）グループに分け，それぞれのグループを１物件として発注していた。

３　平成７年度から平成９年度にかけての被審人２社の受注状況

被審人２社は，いずれも，平成７年度以降，郵政省の一般競争入札に係る区分機類の競争参加資格者として登録されていたところ，平成７年度から平成９年度までの間に実施された区分機類の一般競争入札に参加し，結果として，上記の間に発注された区分機類合計７１物件のうち７０物件を受注した（被審人２社は，受注金額にして，それぞれ同省の総発注額のおおむね半分ずつを受注した。）。

被審人２社の上記一般競争入札への参加状況は，被審人２社のうち，入札執行前に郵政省の担当官らから，各社ごとに分けられた入札物件についての情報（区分機類の種類，台数，配備先郵便局及び配備時期等についての情報）の提示を受けた者だけが当該物件の入札に参加し，情報の提示を受けなかった者は入札に参加しないというものであり，そのため，上記情報の提示を受けた１社のみが当該物件の入札に参加し，情報の提示を受けなかった残りの

１社は当該物件の入札を辞退し，入札に参加した１社が落札する結果となった。

４　排除措置命令

公正取引委員会は，被審人２社は，郵政省が平成７年度ないし平成９年度に一般競争入札の方法により発注した区分機類について，遅くとも平成７年７月３日から平成９年１２月１０日までの間，入札執行前に郵政省の調達事務官等から情報の提示を受けた者を当該情報の提示を受けた物件についての受注予定者とし，受注予定者のみが当該物件の入札に参加し受注予定者以外の者は当該物件の入札には参加しないことにより，「郵政省の調達事務担当官等から情報の提示のあった者が受注できるようにする旨の意思の連絡」の下に，「受注予定者を決定し，受注予定者のみが入札に参加して受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条に違反する。」として，被審人２社に対し，平成１５年６月２７日，審判審決にて排除措置を命じた（以下，この審決を「本案審決」といい，本案審決において命じられた排除措置を「本件排除措置」という。）

５　その後の経緯

被審人２社は，東京高等裁判所に対し，本案審決の取消しを求める訴えを提起した（東京高等裁判所平成１５年（行ケ）第３３５号）。

東京高等裁判所は，平成１６年４月２３日，独占禁止法第５４条第２項所定の「特に必要があると認めるとき」の要件を認めることができないとして、本案審決を取り消す旨の判決（以下「第１次高裁判決」という。）をしたので，公正取引委員会は，最高裁判所に上告した（最高裁判所平成１６年（行ヒ）第２０８号）。

最高裁判所は，平成１９年４月１９日，第１次高裁判決を破棄し，審理を東京高等裁判所に差し戻した（東京高等裁判所平成１９年（行ケ）第１２号）。

差戻審である東京高等裁判所は，平成２０年１２月１９日，被審人２社の請求をいずれも棄却する旨の判決をした（以下「第２次高裁判決」という。）。

被審人２社は，第２次高裁判決を不服として，最高裁判所に上告し，事件は現在係属中である。

６　課徴金納付命令

公正取引委員会は，本案審決から１年以内であり，かつ，第１次高裁判決が出された後の平成１６年６月１４日，本件排除措置に係る違反行為について課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」という。）を発したところ，被審人２社から審判手続開始の請求があり，同年７月１３日に本件課徴金納付命令に係る審判開始決定をした（これが本件審判事件である。）。

７　課徴金の計算の基礎

審査官が，独占禁止法第３条違反の行為の実行期間であると主張する平成７年７月３日から平成９年１２月１０日までの間に，郵政省が一般競争入札の方法により発注した区分機類に係る被審人２社の売上額は，独占禁止法施行令（改正法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１７年政令第３１８号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令をいう。以下「施行令」という。）第６条の規定に基づき算定すべきところ，当該規定に基づき算定すると，被審人東芝の売上額は，別紙１に挙げた３６件の契約により定められた対価の額を合計した３６１億７５６４万３８８０円となり，被審人日本電気の売上額は，別紙２に挙げた３４件の契約により定められた対価の額を合計した３４０億１７６９万３４０７円となる。

前記１のとおり，区分機類にかかる被審人２社の業種は，いずれも製造業に該当するから，上記各売上額を前提にして，独占禁止法第７条の２第１項及び第４項の規定により課徴金の額を算出すると，被審人東芝については，上記３６１億７５６４万３８８０円に１００分の６を乗じて得た額から１万円未満の端数を切り捨てて算出された２１億７０５３万円となり，被審人日本電気については，上記３４０億１７６９万３４０７円に１００分の６を乗じて得た額から１万円未満の端数を切り捨てて算出された２０億４１０６万円となる。

第２　本件の事実経過等

争いのない事実に証拠を総合すれば，本件の事実経過について，以下のとおり認められる。

なお，各事実の認定の根拠となる証拠は後掲するとおりであり，後掲のない事実はすべて争いはない。

1　区分機類の開発の経緯，製造販売状況等

⑴　郵政省は，昭和４０年から昭和４１年にかけて，被審人２社及び株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）の３社に「郵便番号自動読取装置」（以下「番号区分機」という。）の研究を委託した。その結果，昭和４４年までには，被審人２社は番号区分機の開発に成功したが，日立製作所はこの開発に成功せず，昭和４４年，番号区分機の市場から撤退した。

⑵　番号区分機の開発に当たり，被審人東芝は，郵便物の供給，搬送及び集積の一連の工程が左側から右側に流れていく右流れ型を採用し，その後同社の区分機類は，基本的に右流れ型として開発されることになった。他方，被審人日本電気は，上記工程が右側から左側に流れていく左流れ型の番号区分機を開発し，その後同社の区分機類は，基本的に左流れ型として開発されることになった。

⑶　その後も，被審人２社によって研究開発が進められ，平成元年以降には，郵便物の住所（町名，丁目）を読み取り，その結果に基づいて配達区ごとに郵便物を区分する「あて名区分機」が開発され，平成９年までには，７桁の郵便番号とともに住所（町名，丁目，番，号，棟）を読み取り，その結果に基づいて，配達順路に従って郵便物を並べ替える「新型区分機」が開発されるなどした。この間，被審人２社は，上記各製品の性能（読取率，郵便物処理の正確性など）が翌年度の受注台数に影響するとの認識の下に技術競争を繰り広げており，結果として，区分機類の技術開発競争が促進された。

⑷　このような経緯の下で，被審人２社は，昭和４０年代から平成９年までの間，郵政省が発注する区分機類（当初は番号区分機）のほとんどすべてを製造販売しており，その結果として，全国の郵便局に配備されている区分機類のほとんどすべてが被審人２社の製品となっていた。

一度ある郵便局に一方の被審人の区分機類が納入されると，その後はその郵便局については原則として，当該被審人の区分機類が配備されてきていた。また，被審人２社は，それぞれ区分機類の保守業務を行う子会社（以下「保守子会社」という。）を持っているが，それらの保守拠点はそれぞれが納入している郵政局管内にのみ置かれていた。

2　平成６年度から平成９年度までの区分機類の性能・品質等

⑴　情報入力装置を除く区分機類については，被審人東芝は専ら右流れ型のものを，被審人日本電気は専ら左流れ型のものを製造販売しており，この流れ型の点を除けば，両社の区分機類の性能・品質に大差はなかった。

⑵　区分機類の入札においては，従前から，被審人東芝が右流れ型の，被審人日本電気が左流れ型の，それぞれ大部分を落札しており，平成６年度から平成９年度にかけての当時も同様であったが，平成８年度の一般競争入札においては，被審人東芝が左流れ型の区分機類２物件の入札に参加して落札・受注しており，平成９年度の一般競争入札においては，被審人日本電気が右流れ型の区分機類２物件の入札に参加して落札・受注し，被審人東芝が左流れ型の区分機類１物件の入札に参加して落札・受注した。

⑶　選別押印機及び台付押印機をあて名区分機，新型区分機等と接続する場合に，ある社のものを他の社のものと接続することは，接続に関する技術情報が開示されていれば可能であり，平成１０年５月ころ郵政省が日立製作所の求めに応じて接続に関する技術情報を開示し，その後は，他社製の選別押印機及び台付押印機と自社製のあて名区分機，新型区分機等との接続が行われている。（査共第２１号証，第２２号証，第２９号証の１及び２，第９０号証，第９５号証，第１０１号証，第１１０号証，第１１２号証，第１８９号証，第１９４号証，審第１２７号証，第１２８号証，参考人堀江寿，参考人池田修）

⑷　被審人２社における区分機類の製造に要する期間は，郵政省の平成７年度ないし平成９年度の入札当時，部品の手配から製品の完成まで，通常約６か月とされている。

３　指名競争入札が行われていた当時の状況

⑴　平成６年度前の指名競争入札

ア　前記のとおり郵政省は，昭和６２年度以降区分機類を指名競争入札の方法により発注するようになっていたところ，被審人２社は，そのころには，それぞれ郵政省の担当官らから，同省の購入計画に係る各社ごとに分けられた入札物件（区分機類）についての情報（機種別台数，配備先郵便局等に関する情報）の提示を受けるようになっていた。

なお，この郵政省からの情報の提示は，郵政省の担当官ら及び被審人２社の担当者の間では，一般に内示（以下「郵政省内示」という。）と呼ばれていた。

イ　被審人２社はともに，上記のとおり郵政省内示を受けた区分機類について，同省が自社に発注する意向を有しているものであるため，他社は入札に参加せず，自社だけが入札に参加して確実に落札できるという一致した認識を有しており，被審人２社のうち郵政省内示を受けた者のみがその物件の入札に参加し，郵政省内示を受けなかった者はその物件の入札を辞退するという行動を採っていた。（査共第２３号証，第６８号証の１ないし８，第６９号証の１ないし１０，第７９号証，第８８号証，第９１号証，第１８８号証，第１９０号証）

その結果，競争入札であるにもかかわらず，郵政省内示を受けた者のみが入札に参加し，他社と価格競争することなく落札する，といった事態が長期間にわたりほぼ例外なく継続しており，被審人２社は，それぞれ郵政省の発注額のおおむね半分ずつを受注していた。（査共第２３号証，第６８号証の１ないし８，第６９号証の１ないし１０，第７９号証，第８８号証，第９１号証）

⑵　平成６年度の指名競争入札

ア　郵政省内示及び納入日等の調整

㈠　平成６年１月２１日，郵政省において，打合せと称する会合が開催され，郵政省の担当官ら及び被審人２社の担当者らが出席した。

その会合で，郵政省の担当官は，被審人２社の各担当者らに対して，①平成６年度の区分機類の購入価格を前年度よりも１０％引き下げることとしたい，②郵政省内示は同年２月１５日ころまでに行う予定であるが，被審人２社が価格引下げに同意しなければ郵政省内示は行わない，③１０％の引下げについては一律でも，機種ごとに変わってもよいが，来週後半に回答してほしい旨を述べた。

その後，被審人２社は，営業担当者同士の会合を持つなどして，どの程度の価格の引下げが可能かについて情報交換を行い，結果として，両社ともに，郵政省の要求に応じた。（査共第８８号証，第９１号証，第１８８号証，第１９２号証，第１９３号証）

㈡　郵政省の担当官らは，平成６年２月１６日ころ，同省において，被審人日本電気の担当者らに対し，同省の平成６年度の購入計画に係る区分機類について，機種別口数別台数，配備先郵便局等が記載された文書を配布し，被審人日本電気に対して郵政省内示を行った。その際，

同省の担当官らは，区分機類の価格の引下げ率は一律１０％とすること，購入予定総額が被審人東芝よりも被審人日本電気の方が４億円多いこと，その理由は年賀差立区分の読取率が被審人日本電気の方が良かったためであること，平成７年度以降については配達区分の読取率も含め性能比較に関するデータを収集分析し，購入予定金額に差を付けること等の発言をした。

また，郵政省の担当官らは，同時期ころ，同省において，被審人東芝の担当者らに対し，同省の平成６年度の購入計画に係る区分機類についての郵政省内示を行った。

⑼ 郵政省内示を受けた後，被審人２社は，それぞれ，同省の担当官らとの間で，郵政省内示を受けた区分機類の納入日等の調整を行った。

イ　発注状況等

郵政省は，平成６年度に指名競争入札の方法により発注した区分機類について，平成６年６月１６日，同年７月４日，同月２５日及び同年８月２２日の計４回の入札を実施した。同入札では，あて名区分機，選別押印機，台付押印機及び連結部の機種別，また，あて名区分機にあっては流れ型別，区分処理する速度別及び口数別を勘案してグループに分け，それぞれのグループを１物件として発注し，いずれの物件についても，被審人２社のみを指名した。

ウ　受注状況

⑺ 被審人２社は，平成６年度において，それぞれ郵政省内示を受けた区分機類の物件のすべてについて，郵政省内示を受けた者のみが入札に参加し，落札するまで入札を繰り返すことなどにより，郵政省が定める当該物件の予定価格にほぼ近い価格で受注した。

⑴ 郵政省が同年度に発注した区分機類１６４台のうち，被審人東芝が８２台，被審人日本電気が８２台を受注し，受注金額でみると，総発注額１５９億５０７５万５０００円のうち，被審人東芝が７９億３６１８万５０００円，被審人日本電気が８０億１４５７万円となっており，被審人２社は，それぞれ同省の総発注額のおおむね半分ずつを受注した。

４　一般競争入札の導入について

⑴　平成６年４月１５日の会合

平成６年４月１５日，郵政省において，勉強会と称する会合が開催され，同省の担当官ら及び被審人２社の担当者らが出席した。

郵政省の担当官らは，同会合において，被審人２社の担当者らに対して，平成７年度は区分機類を一般競争入札の方法により発注する見通しであること，これまでの指名競争入札における仕様書の「ＸＸ型と同等」というような記載は一般競争入札となった場合にはできないこと等説明した。これらについて，被審人２社の出席者から特段の発言はされなかった。

⑵　平成６年４月２６日の会合等

ア　被審人２社は，平成６年４月２６日に，打合せを行い，読取率の目標値案や新型区分機等の見積価格をどうするかなどについて話し合った。

イ　被審人東芝の担当者は，同年６月中旬ころまでに，①平成６年度の区分機類の利益確保という課題について，区分機類の受注価格の低下を抑制する施策として被審人日本電気と共同して提議・根回しを行うこと，②平成７年度の区分機類の売上高及び利益確保という課題について，区分機類の総発注額を確保するための施策として被審人日本電気と共同して提議・根回しを行うこと及びシェアの拡大の施策として一般競争入札の回避の提案をすること，③平成８年度以降の新郵便システム下の区分機類の利益率及びシェア確保という課題について，売上額の確保のための施策として被審人日本電気及び日立製作所と協調することなどについて検討し，これらの検討事項を記録に残した。（査共第３３号証，審第８８号証））

⑶　平成６年９月２日の会合

ア　平成６年９月２日，郵政省において，郵政省の担当官らと被審人２社の担当者らで，新型区分機の価格低廉化及び一般競争入札導入に係る課長勉強会と称する会合が開催された。

同会合において，被審人日本電気は，価格低廉化を図る方策として，①発注を予定する区分機類の台数の早期内示，②出荷時期の平準化，③台数の計画的提示，④区分機の発注総額の増額等を提案した。被審人東芝は，①発注台数の大幅増加及び複数年度の一括発注，②早期実質発注及び納入平準化等を提案し，一般競争入札の導入については，検討を要する点として，①仕様書の在り方，②納入時期，③既設機との連結性，④保守面等を指摘し，郵政省は納入時期の平準化には取り組む旨述べた。

イ　郵政省の担当官は，同会合の始めに，「郵政省内で区分機類の購入価格が高いとの批判があり，調達方法の問題に発展した。省内で区分機類の低廉化を求める圧力が非常に高まっている。」，「被審人２社の独占体制であることが高価格の一因ではないかとの意見がある。外国企業を含めた第三者の参入を阻んでいるのではないかとの見方をされている。」，「したがって，郵政省及び被審人２社の三者にとって良い方法，すなわち，区分機類が安くなり，被審人２社にとってもやりやすくなる方法がないか考えている。」といった内容のことを述べた。

ウ　さらに郵政省から被審人２社に対して，「今の流れでは区分機類の発注方法を一般競争入札にせざるを得ない，海外勢を含め第三者に道を閉ざすつもりもない，公明正大に競争入札をやりたい」旨の説明をしたところ，被審人２社のいずれからも，区分機類のような特殊機器がパソコンと同様な標準機器として一般競争入札になじむのか非常に疑問があるといった，一般競争入札の実施に反対する趣旨の発言がされた。これに対して，郵政省は，「時代の流れが一般競争入札になっており，指名競争入札では随意契約とみられるので，一般競争入札と指名競争入札とでは外部の受け止め方が全然違う」旨の回答をした。

被審人２社側から，一般競争入札にすると，現在のように契約から納入までの期間が１か月から３か月と短期に定められている物件の納入に問題が生じ得るのではないかとの質問がなされたのに対し，郵政省側は一般競争入札の場合は，契約から納入までに最低６か月は必要であると考えると回答した。

エ　同会合の席上，郵政省の担当官が，競争入札が実施されることになれば，当該年度に発注する区分機類をまとめて一本として発注する一括発注も考えられ，この場合，１社が元請となって受注し，もう１社はその下請として区分機類を製造する方法もあるのではないかなどと述べたのに対し，被審人２社はいずれも，自分の会社の区分機類に他の会社の銘板を付けるのは嫌であるとして，これに反対する意見を述べた。

（前記アないしエについて，査共第４８号証，第８８号証，第９２号証，第９５号証，第１８８号証，第１９２号証，第１９３号証，第１９７号証ないし第１９９号証）

⑷　その後の被審人２社の対応等

ア　被審人日本電気では，上記平成６年９月２日の会合を受けて，平成７年度の区分機類の発注に一般競争入札が導入されることを前提にした対応が検討されるようになり，平成６年９月５日ころには「入札が原則一般競争入札となり，東芝にＡＥＧ／日立製作所を含めた３社競合が本格化する」との記載を含む文書が，同月３０日ころに，「施策」として「当社仕様の入札仕様へのスペックイン」，「課題」として「一般競争入札化による他社市場参入の阻止」との記載を含む文書が，それぞれ社内で作成された。（査共第５０号証，第５１号証，審第９３号証）

イ　平成６年１１月ころ，被審人東芝の担当者は，郵政省の担当官に対し，一般競争入札の導入の中止を要請したが，同担当官は，一般競争入札の導入は既に郵政省として決定した事項であったため，それはできないと断った。（査共第９２号証，第１９８号証，第１９９号証）

ウ　平成７年１月初旬ころ，被審人日本電気の担当者は，郵政省の担当官に対し，郵政省内示を継続するように要請したが，郵政省の担当官は，上司らの判断がいまだなされていないところから，この要請に対して回答しなかった。（査共第９２号証，第１９８号証）

エ　平成７年１月上旬ころ，郵政省の担当官らは，配備計画どおりに平成７年度の区分機類が納入されないと困ることから，郵政省内示を継続することを決定した。

⑸　仕様書の作成

ア　平成７年度から区分機類の発注方法を一般競争入札に変更するに当たり，指名競争入札下で被審人２社について別々に機器仕様，性能定義等が規定されていた仕様書を共通の機器仕様，性能定義等をもって規定する仕様書に変更する必要が生じた。このため，郵政省の担当官は，それまでの仕様書を切り貼りして共通仕様書の原案を作成し，被審人日本電気には平成７年１月１７日ころ，被審人東芝には同月１９日ころにその原案を送付するとともに，同月２６日に被審人２社及び郵政省合同で仕様書について打合せを行うので，それまでに問題点を洗い出すこと等を依頼した。

イ　被審人日本電気の担当者は，平成７年１月２３日ころ，被審人東芝の担当者から，同月２５日に被審人２社間で仕様書に関して打合せを行いたいとの提案を受け，同日，被審人２社の関係者が集まることとなった。

被審人２社間の打合せは，同日午後２時ころ，住友三田ビル３階３１２室において開催され，この会合においては，出席者が郵政省から送付された仕様書原案について技術的な側面から順次検討した。

⑹　平成７年１月２６日の会合等

ア　平成７年１月２６日，郵政省において，郵政省の担当官ら及び被審人２社の担当者らが出席して打合せ会が開催されたが，その会合の冒頭に，郵政省の担当官らから，区分機類の発注に関する方針について次のような説明がなされた。

①　平成７年度は，区分機類の発注方法を一般競争入札とするので，これまで被審人東芝及び被審人日本電気とで別々の仕様書にしていたのを，共通の仕様書として一本化する。

②　仕様書はあて名区分機については，口数別，Ｌ１型・Ｌ２型別に分ける。正流れ型・逆流れ型については仕様書を分けない。

③　選別押印機，台付押印機及び連結部については，仕様書を分けず，共通化する。

④　仕様書における処理能力，寸法，消費電力等の数値については，被審人２社の最大公約数，すなわち，劣る方の数値に合わせる。

⑤　上記のような仕様書の内容では，郵便局にどのタイプ（右流れ型・左流れ型）の区分機類をいずれの被審人が納入していいのか不明であるので，郵政省内示は事前に実施する。

この説明に対して，被審人２社の各担当者らから特段の発言はなかった。

イ　仕様書について，被審人２社は，郵政省に対し，区分機類の性能に係る読取率の測定は実便ではなく模擬便で行ってほしいと要請し，翌日である平成７年１月２７日に，郵政省は被審人２社側の要請を容れ，読取率は模擬便で判断することとした。

ウ　被審人２社の各担当者らは，この打合せの状況をそれぞれの部長クラスの上司に報告した。

エ　郵政省は，平成７年１月３１日ころ，あて名区分機の仕様書の内容等について，一部方針を変更し，選別押印機及び台付押印機との連結を特に摘記し，また，あて名区分機の正流れ型，逆流れ型をそれぞれ別の仕様書とすることとした。（査共第１８９号証，審第７号証，第８号証の

１及び２）

オ　被審人東芝の社内では，前記のとおり平成６年４月１５日の会合で，郵政省から，平成７年度の区分機類の発注について一般競争入札を導入する意向が示されて以降，一般競争入札になると，仕様が一本化されるので，１社のみの受注となり，受注できなかった方は下請けとなるのではないかというような話がなされ，また，「一般競争入札になると，東芝と日本電気が競争になり，取り合いになるかもしれない」，「一般競争入札になると，当社と日本電気の２社以外の第三者が参入してくる可能性がある」などとして，一般競争入札の導入を危惧する声が上がっていたが，上記のとおり，郵政省から郵政省内示を継続する意向が示されたことから，被審人東芝の担当者らは，一般競争入札が導入されても従来と同様に郵政省内示による確実な受注が期待できるとして安堵した。（査共第７８号証，第８０号証，第８２号証，第１８９号証）

５　平成７年度の一般競争入札

⑴　郵政省内示

郵政省の担当官は，地方郵政局の要請を入れて，区分機類の平成７年度の配備計画を被審人２社別個に策定し，平成７年１月ころ，郵務局長の了承を得た。配備計画は，地域区分局単位においてその下部に位置する一般局は原則として同一の製造業者の製品とするとの基本方針の下で，レイアウト及び作業動線を考慮した作業効率並びに既設機との接続などの事情，被審人２社が前年に納入した機械の読取率の成績などが勘案されて行われた。

郵政省の担当官らは，平成７年２月ころ，被審人２社の担当者らに対して，それぞれ，郵政省内示を行うとともに，区分機類の機種別台数，あて名区分機の速度別口数別台数，当該区分機類の配備先郵便局等が記載された文書を机上に用意した。

被審人２社の各担当者は，それぞれ自社分の文書を持ち帰った。

⑵　納入日程等の調整等

ア　前記⑴の郵政省内示を受けて，被審人２社の各担当者らは，自社工場部門に郵政省内示が行われた物件の製造を指示するとともに，郵政省の担当官らと郵政省内示を受けた物件についてそれぞれ納入日程の調整を行った。

この納入日程の調整の過程で，一部の区分機類について郵政省内示の変更が行われた。

イ　被審人２社は，それぞれ自社に郵政省内示のあった物件について，郵政省の担当官らの了承を得た上で，配備先郵便局と接触し，それぞれ，平成７年４月ころに配備先郵便局で実便の画像収集の作業を行った。さらに，被審人２社は，その後，それぞれ郵政省内示のあった物件について，地方郵政局からの要請を受けて，電気工事関係やレイアウトの確認などの関係各業者を含めた搬入の打合せに出席したが，この打合せは，入札や契約の時期とは関連なく実施されていた。

⑶　官報公示及び仕様書の交付

ア　平成７年度の区分機類の調達に係る官報公示は，平成７年５月２日に行われた。

イ　仕様書は，指名競争入札の当時と変わりはなく郵政省の契約課において交付されていたので，官報公示の直後に，被審人２社の各担当者が，それぞれ契約課に赴き，仕様書を受け取って持ち帰っていた。

仕様書には，原則として，右流れ型，左流れ型の別，右流れ型の場合は被審人東芝製の選別押印機又は台付押印機と，左流れ型の場合は被審人日本電気製の選別押印機又は台付押印機とそれぞれ連結できる機能を有するものであることなどが記載され，右流れ型には被審人東芝が作成した予備部品リストが，左流れ型には被審人日本電気が作成した予備部品リストが添付されていた。

⑷　価格に関する郵政省と被審人２社とのやり取り

被審人２社は，仕様書を受け取ってからまもなく，それぞれ，郵政省内示を受けた物件について，仕様書ごとに下見積書を，郵政省の契約課の担当官（以下「郵政省の契約担当官」という。）に提出した。郵政省の契約担当官は，この下見積書に基づいて，物件ごとに，前年の例を参考にしながら予定価格策定の基礎となる予定価格下調調書及び価格予定書を作成したが，その査定の結果の価格が予算額を超えていれば，実際に納入可能な価格を聞き出すために，被審人２社の担当者を契約課に呼び出して，物件ごとに価格の提示を求め，提示価格が依然として予算額よりも高い場合には「どんなもんですかね。」と尋ね返し，それが予算額よりも下になるまでやり取りを繰り返し，予算額を下回った段階で「そうですか。」と言っ

て，話を打ち切っていた。

⑸　前記郵政省内示，納入日程等の調整及び価格に関するやり取り等は平成９年度まで，ほぼ同様の方法にて行われていた。仕様書の内容も平成９年度までほぼ同じである。

６　平成８年度の一般競争入札

⑴　地方郵政局における被審人２社の情報収集

被審人２社は，平成７年９月ころから，地方郵政局と接触して，翌年度に配備される予定の区分機類の情報収集を行い，平成８年度に区分機類の配備が予定されるそれぞれの郵便局ごとに，被審人日本電気のイニシャルであるＮ又は被審人東芝のイニシャルであるＴとの記載のある資料等を入手するなどしていた。

⑵　郵政省内示

郵政省の担当官は，平成７年度調達分と同様な方法で，平成８年度の区分機類の配備計画を作成し，郵務局長まで了承を得た。

郵政省の担当官らは，平成８年２月２８日ころ，被審人日本電気の担当者らに対し，郵政省の平成８年度の購入計画に係る区分機類について，郵政省内示を行うとともに，あて名区分機については被審人日本電気が１６台であるのに対し，被審人東芝は１９台になると述べた。

これに対し，被審人日本電気の担当者らは全体的な性能が被審人日本電気の方が優っているにもかかわらず郵政省内示がなされた数量が少ないことに不満を述べたが，郵政省の担当官らは，「既設の選別押印機及び台付押印機との関係でそうなった。」，「不満があれば上司のところに説明に出向く。」，「天の声で決まった。事務レベルではどうにもできない。」などと述べた。

⑶　納入日程等の調整等

被審人２社は，それぞれ，郵政省内示を受けた物件については，自社の工場部門に当該物件の製造開始を指示するとともに，前年度調達分と同様な方法で，自社に郵政省内示が行われた物件について，郵政省の担当官らと納入日程の調整を行い，配備先郵便局等との間で電気工事関係，レイアウトの確認，区分指定面の検討，搬入時及び搬入後のスケジュール調整などの搬入に関する具体的な打合せを行った（平成８年度の試行機及び同９年度も同様である。）。

⑷　官報公示等

平成８年度の区分機類の調達に係る官報公示は，平成８年５月３０日に行われた。

被審人日本電気の担当者らは，官報公示された物件と郵政省内示がなされた物件とを対比して，連結部が一件（宇品郵便局）漏れていることを発見し，郵政省に通知したところ，郵政省の担当官も漏れていたことを認め，同物件については平成８年６月末ころに改めて官報公示するとの回答を得た。同物件の官報公示は，同年６月２４日になされ，一般競争入札の方法により同年８月２８日に入札に付されることとなった。

７　平成８年度の試行機の一般競争入札

⑴　郵政省内示

郵政省の担当官らは，平成８年７月ころ，被審人２社それぞれに対し，郵政省の平成８年度の購入計画に係る新型区分機及びバーコード区分機の試行機８台について郵政省内示を行った。

⑵　納入日程等の調整等

被審人２社は，それぞれ，この郵政省内示を受けた後，自社の工場部門に当該物件の製造の開始を指示するとともに，郵政省の担当官らに対し，納入日程表の案を提出するなどして，平成８年１２月ころまでに，納入日程等の調整を行った。

なお，平成８年１２月１２日ころ，郵政省の担当官は，被審人日本電気の担当者に「新型区分機等の機械番号について（再修正版）」をファクシミリ送信したが，その中で，平成８年度発注予定の試行機についての製造業者の欄に，被審人２社の個別の会社名（東芝，ＮＥＣ）を記載していた。

⑶　官報公示等

平成８年度の試行機の調達に係る官報公示は，平成８年１１月２６日に行われた。発注する区分機類は，新型区分機又はバーコード区分機の機種別，右流れ型又は左流れ型の流れ型別により４物件にグループ分けされ，一般競争入札の方法により，平成９年１月３０日に入札に付されることとされた。これら４物件の納入期限はいずれも同年３月２１日とされていた。

８　平成９年度の一般競争入札

⑴　平成９年度特有の事情

郵政省が平成９年度に発注する区分機類は，平成１０年２月に実施する

郵便番号７桁化に対応した新型区分機が中心で，従前よりも発注台数が多く，また，既設のあて名区分機を新型区分機並みの性能に改造して他の郵便局に移設する（以下「玉突き移設」という。）必要があった。

⑵　郵政省内示

郵政省の担当官らは，被審人２社の各担当者らと打合せをしながら，平成８年６月ころから平成９年度の区分機類の具体的な配備計画を検討し，同年８月ころには配備計画をほぼ詰め終わった。そして，郵政省の担当官らは，被審人２社それぞれに対し，平成８年１０月ころまでに，配備先郵便局，配備予定機種などの情報を示して郵政省内示を行い，それに基づき納入日程表の案を作成して提出するように依頼した。

⑶　納入日程等の調整等

被審人２社は，上記のとおり郵政省内示を受けた後，それぞれの担当者において，郵政省の担当官に納入日程表の案を提出し，その後郵政省からの再検討の依頼を踏まえて修正を何回か繰り返した後，平成９年４月ころまでに納入日程が確定した。平成９年度は発注予定の区分機類の台数が多く，また玉突き移設の問題もあったため，納入日程表の修正回数は，これまでよりもはるかに多かった。

⑷　官報公示等

ア　平成９年度の区分機類の調達に係る官報公示は，平成９年３月１９日に行われた。被審人日本電気の担当者は，官報公示された物件と郵政省内示が行われた物件とを対比して，同一であることを確認した。

イ　平成９年度は発注台数が多かったことから，仕様書は，官報公示を待たずに平成９年２月ころから，郵政省の契約担当官から被審人２社の各担当者に交付され，被審人２社は，それぞれ自社が郵政省内示を受けた物件について準備のできたものから順次，下見積書を郵政省に提出していった。

⑸　入札後の契約単価送信

平成９年度の入札は平成９年５月１６日に行われたところ，同年７月３０日ころ，被審人日本電気は，「Ｈ９年度郵便機械契約価格について」と題する書面を被審人東芝に対しファクシミリで送信し，平成９年度の新型区分機（２５０口，３００口，逆流れ型の３００口及び３５０口），バーコード区分機（Ａ型）（２００口，２５０口，３００口及び３５０口），

バーコード区分機（Ｂ型）（２００口，２５０口及び３００口）及び新型区分機用情報入力装置のそれぞれの契約単価（税抜き）を伝えた。（査共第６４号証）

9　平成７年度から平成９年度までの受注状況等

被審人２社は，以下のとおり，郵政省が平成７年４月１日から平成９年５月１６日までの間に，一般競争入札の方法により発注した区分機類について，郵政省の担当官らから郵政省内示を受けた物件のみ入札し，郵政省内示のなかった物件の入札には参加しないという行動をとり，これによって，物件７１物件中の７０件（被審人２社ともに入札に参加した１件を除く（査共第２０号証）。）を受注し，それぞれが同省の総発注額のおおむね半分ずつを受注した。

⑴　平成７年度

平成７年度の区分機類の入札は，平成７年７月３日に行われ，被審人２社は，基本的に，自社に郵政省内示のあった物件のみ入札に参加し，自社に郵政省内示がなかった物件については入札に参加しなかった。その結果，被審人２社は，それぞれ，自社が郵政省内示を受けた区分機類の物件のすべてを受注した。落札金額を予定価格で除した落札率（以下「落札率」という。）は，１件が９９．８％台であったほかは残る１７件のすべてが９９．９％を超えていた。

⑵　平成８年度

平成８年度の区分機類の入札は，平成８年８月７日及び同月２８日に行われ，被審人２社は，自社に郵政省内示のあった物件のみ入札に参加し，自社に郵政省内示がなかった物件については入札に参加しなかった。その結果，被審人２社は，それぞれ，自社が郵政省内示を受けた区分機類の物件のすべてを受注した。落札率は，１件が９９．８％台であったほかは残る１７件のすべてが９９．９％を超えていた。

平成８年度の試行機の入札は，平成９年１月３０日に行われ，被審人２社は，自社に郵政省内示のあった物件のみ入札に参加し，自社に郵政省内示がなかった物件については入札に参加しなかった。その結果，被審人２社は，それぞれ，自社が郵政省内示を受けた区分機類の物件のすべて（４件）を受注した。落札率は，すべての物件について９９．９％を超えていた。

⑶　平成９年度

平成９年度の区分機類の入札は，平成９年５月１６日に行われ，被審人２社は，自社に郵政省内示のあった物件のみ入札に参加し，自社に郵政省内示がなかった物件については入札に参加しなかった。その結果，被審人２社は，それぞれ，自社が郵政省内示を受けた区分機類の物件のすべてを受注した。落札率は，４件が９９．５％台ないし９９．８％台であったほかは残る２６件のすべてが９９．９％を超えていた。

１０　公正取引委員会の立入検査及び日立製作所の参入後の状況等

⑴　平成９年１２月１０日，公正取引委員会が被審人２社に立入検査を行った。以後，郵政省の担当官らは郵政省内示を行わなくなり，区分機類の納入日程の調整は入札後に行われるようになり，郵政省の契約課と被審人２社との間での価格のやり取りもなくなり，官報公示において入札日から初回の納入期限までの期間を短期間に設定することもなくなった。

また，平成１０年２月２７日の区分機類の入札から，日立製作所が右流れ型の区分機類に参入し，同日の入札では２物件が被審人東芝及び日立製作所の競札となったが，これらの物件の落札率は約９６．５％，９４．１％と，これまでよりも下がった。同年６月９日の入札からは被審人東芝が左流れ型の区分機類に本格的に参入し，被審人日本電気と競札するようになった。同日に，被審人東芝及び日立製作所が競札になった１３物件の落札率は約７７．１％から約９９．５％までに（９０％台３件，８０％台９件，７０％台１件），被審人２社が競札になった１０物件の落札率は約７５．３％から約９５．５％までに（９０％台２件，８０％台６件，７０％台２件）と更に下がった。平成１１年３月１９日の入札からは日立製作所が左流れ型の区分機類に参入し，被審人日本電気が右流れ型の区分機類に本格的に参入したことから，すべての物件について被審人２社及び日立製作所の３社あるいは被審人２社の競札となった。同日に３社が競札となった１１物件の落札率は約４０．５％から約８４．４％までに（８０％台１件，６０％台２件，５０％台２件，４０％台６件），被審人２社が競札となった８物件の落札率は，約６５．５％から約９８．５％までに（９０％台４件，８０％台１件，７０％台２件，６０％台１件）と一層下落した。また，被審人日本電気の保守子会社は，平成１１年度以降，北海道，北陸及び信越に新たに保守拠点を設け，納入した物件の保守に対応できるよう

にしており，被審人日本電気は，平成１１年度の一般競争入札では，これまで配備実績のなかった北海道郵政局管内の郵便局の物件について入札に参加し，落札・受注した。

⑵　日立製作所が，平成１０年４月９日付け文書で，郵政省に対し，被審人東芝製及び同日本電気製の選別押印機等との接続に関する技術情報の開示を求めたところ，郵政省はこれに応じて，同年５月８日付け文書で技術情報を開示し，日立製作所は，その開示を受けて技術的に接続が可能であることを確認して，同年６月９日の区分機類の一般競争入札に参加した。

また，郵政省が平成１１年３月１９日に一般競争入札の方法により発注した区分機類について，被審人日本電気は，被審人東芝製の選別押印機との接続を条件とする新型区分機の入札に参加し，落札・受注し，納入している。また，日立製作所も，同日の入札において，被審人東芝製の選別押印機との接続を条件とする新型区分機の物件の入札に参加し，落札・受注した。

第３　争点

本件の主たる争点は，以下のとおりである。なお，争点１は，本件審判手続の適法性の問題であり，争点２ないし４は，独占禁止法違反行為の成否の問題であり，争点５及び６は，課徴金固有の問題である。

１　本件審判手続は違法であるか否か。（争点１）

２　被審人２社に，独占禁止法第２条第６項に定める「共同して・・・・相互にその事業活動を拘束し」に該当する行為（すなわち，後記のとおり審査官の主張する本件合意）があったか否か。（争点２）

３　本件合意は，独占禁止法第２条第６項の「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものであるか否か。（争点３）

４　本件合意は，独占禁止法第２条第６項の「公共の利益に反して」に該当するか否か。（争点４）

５　本件合意は，独占禁止法第７条の２第１項の「対価に係るもの」に該当するか否か。（争点５）

６　審査官が主張する被審人２社の売上げの対象物件の中に，課徴金の対象から除外すべきものがあるか否か。（争点６）

第４　双方の主張

１　争点１（本件審判手続の違法性）について

⑴　被審人２社

ア　除斥期間の経過

独占禁止法第７条の２第６項は，「当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては，当該審判手続が終了した日から１年を経過したときは，公正取引委員会は，当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。」と定めているところ，上記「当該審判手続が終了した日」とは，本件排除措置に係る審判手続が終結された日であると解釈するべきである。

本件排除措置に係る審判手続終結日は，平成１４年９月２４日であるところ，本件課徴金納付命令が発出されて被審人２社に送達されたのは，上記同日から１年を経過した後の平成１６年５月２５日であるから，本件課徴金納付命令は除斥期間経過後に発出された違法無効なものである。

イ　適正手続違反

公正取引委員会は，既に本案審決に係る審判を審理し，事実認定及び法的判断をして，これを審決の形式をもって対外的に表示している。その結果，公正取引委員会は，本件課徴金納付命令に係る違反行為について，法律問題のみならず事実問題についても，既に強固な予断偏見を有するに至っているから，本件審判においても，およそ公正な判断を期待することはできない。本件審判開始決定は，このように公正な判断者たりえない者が，公正な審判及び審決をしないことを前提として行ったものであり，憲法の定める適正手続に違反するものとして無効である。

ウ　以上によれば，本件審判開始決定は違法なものであるから，公正取引委員会は，本件審判開始決定を取り消すべきであり，審判審決を行うことは許されない。

⑵　審査官

ア　除斥期間について

独占禁止法第７条の２第６項にいう「当該審判手続が終了した日」とは，当該審判手続において審決が行われた時点である。本案審判において審決がされたのは平成１５年６月２７日であるところ，本件課徴金納付命令がなされたのは，上記期日から１年以内である平成１６年６月１４日であるから，除斥期間は経過していない。

イ　適正手続違反について

独占禁止法の下においては，本件のように同一の被審人について同一の違反行為の存否が争点となる審判手続においても，公正取引委員会が審決を行うべきことは，条文上明らかであるから，このことが適正手続に違反することはない。

２　争点２（本件合意があったか否か）について

⑴　審査官

ア　前記第２の事実経過によれば，郵政省発注に係る区分機類は，被審人２社の寡占市場であって，参入障壁が高い状況にあったのみならず，郵政省の担当官らは，被審人２社に対し，指名競争入札の入札執行前に，同省の購入計画に係る各社ごとに分けられた区分機類の機種別台数，配備先郵便局等に関する郵政省内示を行い，さらに，この郵政省内示に基づく納入日程調整等を行っていたのであるから，被審人２社の意思の連絡が比較的容易な市場環境にあったといえる。被審人２社は，このような状況の中で，指名競争入札であったにもかかわらず，被審人２社のうち郵政省内示を受けた者のみが入札に参加し，受けなかった者は入札を辞退するという行為を長年行ってきており，その結果として，被審人２社は，同省が指名競争入札の方法により発注する区分機類について，それぞれ同省の総発注額のおおむね半分ずつを安定的に受注することができていた。

イ　ところが，被審人２社は，郵政省における平成６年４月１５日の会合で，同省の担当官から，平成７年度以降，区分機類を一般競争入札の方法により発注する見通しであることの説明を受け，その旨を認識するに至り，このため，平成６年９月２日の同省の区分機類の価格低廉化と一般競争入札の導入を議題とする会合において，被審人２社の担当者は，一般競争入札の導入に反対し，早期の郵政省内示を要請するなどし，また，同年１１月ころ被審人東芝の担当者が，平成７年１月初旬ころ被審人日本電気の担当者が，それぞれ同省の担当官らに対し，一般競争入札の導入の中止あるいは郵政省内示の継続を要請してきたところ，同省における同年１月２６日の会合の際に，同省の担当官らが入札実施前に郵政省内示を行う旨の発言をし，これにより，被審人２社の出席者は，被審人２社だけが一般競争入札に参加することが予測される下で，郵政省

内示が継続されることをそれぞれ認識した。

ウ　平成７年度の区分機類の発注については，平成７年２月ころに郵政省の担当官らから被審人２社にそれぞれ郵政省内示がなされ，その後，同省の担当官らと被審人２社の担当者との間でそれぞれ納入日程の調整が行われるなどして，被審人２社は，同年７月３日の入札において，それぞれ自社に郵政省内示のあった物件のみ入札し，自社に郵政省内示のなかった物件については入札に参加しなかった。

エ　被審人２社は，その後これまでと同様に，自社に郵政省内示があった物件についてのみ入札に参加し，自社に郵政省内示がなかった物件については入札に参加しないという，広く発注物件への入札の参加を促す一般競争入札の趣旨にもとる不自然に一致した行動を採り，その結果，郵政省が平成７年度ないし平成９年度において一般競争入札の方法により発注した区分機類の総発注額のおおむね半分ずつを受注することができた。

オ　平成９年１２月に公正取引委員会が立入検査を行った後，郵政省が郵政省内示を行わなくなるなど発注手順を変更し，また，日立製作所が新規参入したことなどから，競争状態が回復した。

カ　本件において被審人２社は，郵政省内示を受けた物件の入札にのみ参加し郵政省内示を受けなかった物件の入札には参加しないとの行動を採り続け，その点において２社の行動が完璧に一致しているところ，それは一般競争入札制度における通常の営業活動からかけ離れた，極めて不自然なものといわざるを得ないのであって，被審人２社がこのように不自然に一致した行動を採っていたことは，両者の意思の連絡を強く疑わせる事情といえる。

キ　前記アないしカで認定したところの被審人２社が属する市場の構造，製品の特質，過去の市場行動等の市場環境，当事者の事前の連絡交渉の有無やその連絡交渉の内容，結果としての行動の一致，事後の市場環境の変化等を総合勘案すれば，被審人２社の間においては，遅くとも郵政省の発注に係る平成７年度の区分機類の入札が行われた平成７年７月３日までには，「一般競争入札の方法により発注する区分機類について，郵政省の担当官らから郵政省内示のあった者のみが当該物件の入札に参加し，郵政省内示のなかった者は当該物件の入札に参加しないことに

より，郵政省の担当官らから郵政省内示のあった者が受注するようにする」旨の黙示による意思の連絡（以下「本件合意」という。）が成立しており，被審人２社は，本件合意に基づいて，平成７年度ないし平成９年度の発注において，これまでと同様に，自社に郵政省内示があった物件についてのみ入札に参加し，自社に郵政省内示がなかった物件については入札に参加しないことにより，入札に参加する者が受注予定者となり，その者が受注すべき価格を定め，他の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力し，おおむね半分ずつを受注していたのであって，このような被審人２社の行為が，独占禁止法第２条第６項の不当な取引制限に該当することは明らかである。

⑵　被審人２社

ア　カルテルは，基本的に，カルテルがなかったならば得られない経済的利得を相互に保障する行為（合意）であって，カルテル形成当事者の自立的意思決定を制約・拘束するものであり，それ故に違法とされるものである。ところが，本件において，郵政省の担当官らが，被審人２社のいずれか一方に対し，特定の区分機類について内示・郵政省内示を行った場合には，被審人２社間に何らの意思の連絡がなくとも，当該内示・郵政省内示を受けた被審人が当該区分機類について入札することが可能となり，他方，郵政省内示を受けない他の被審人は入札に参加することが事実上不可能となる。かかる状況においては，被審人２社は，何らの意思連絡なしに，それぞれ自立的な経営判断の下に，入札又は入札不参加を決定することが可能となるのであるから，被審人らにおいて，本件合意をする必要性も動機等も全くない。

区分機類は，郵政省のみが独占的買主であってその支配力は強大なものである上，他に販売可能な汎用商品ではないことから，被審人２社にとっては，郵政省の担当官らの指示，意向は，絶対的なものであり，その指示，意向に従わざるを得なかった。

被審人２社は，それぞれ，各自別個に独立して，郵政省内示に反する営業活動はしないという判断，すなわち自社が郵政省内示を受けなかった配備郵便局に関する入札に参加しないという消極的営業活動に関する判断をし，それに基づいて，郵政省内示の意向に従ったにすぎない。

イ　独占禁止法が合意等の共同行為を禁止しているのは，それにより，合

意等の共同行為によってはじめて競争に対する制限が作出されるからである。したがって，独占禁止法が禁止する合意などの共同行為があったと推認することが許されるのは，当該合意等の共同行為がなければ作出できないよう市場行動がとられたことが主張・立証された場合であるというべきである。けだし，そう解さない限り，事業者の自主的かつ独立的な意思決定及びこれに基づく企業活動によって「自由な競争の促進」（同法第１条）を図るという目的が達成されず，かえって事業者の自主的かつ独立的な意思決定及びこれに基づく事業活動を抑圧することになるからである。

審査官が「不自然に一致した行動」と主張する被審人２社の行為は郵政省がその配備計画を実現するために行った被審人２社に対する郵政省内示及び同省の入札前措置等一連の行為のみを原因として必然的に生じた結果であると推認することが可能であり，むしろ，そのように推認するのが本件の事実関係の全体から極めて合理的な推認である。したがって，審査官の主張する「被審人２社の一致した行動」は，本件合意がなければ作出できないものではないから，上記行動から本件合意の成立を推認することは許されない。

ウ　事業者又はその従業員が，自主的かつ独立して行うことができる適法行為によって達成することができる結果につき，他の事業者又はその従業員との合意等の共同行為によっても実現できる場合において，当該合意等の共同行為が独占禁止法違反を構成し，当該事業者又はその従業員がそれにより重大な不利益処分を受けることが明らかとなったときに，あえて独占禁止法違反の合意等の共同行為を犯すということは，通常の事業者又は従業員の行動としては経験則上考え難い事態の推移である。それ故，そのような場合，かかる合意等の共同行為が行われたというがためには，例えば，当該従業員が個人的に金銭的利得を得るために独占禁止法違反行為をした等の特段の事情のあることの主張を要するというべきである。したがって，上記のような特段の事情を主張・立証することなく，本件合意が黙示的に成立したなどとする審査官の主張は，経験則に反するものであり，その主張を認めるときには，当該認定は経験則違背の違法を犯すことになるものというべきである。

エ　本件合意は，被審人２社の目的的意思決定と主張されているところ，

当該意思決定の内容とされているのは，区分機類機械本体のみについての受注予定者の決定であるが，平成７年度ないし平成９年度の各入札対象の商品又は役務は，後記３(2)アのとおり集合商品又は役務であったのであるから，被審人２社が区分機類機械本体のみを対象として受注予定者を決定する意思をもって行動するはずもなく，また，事実としてもなかったのである。本件合意は，この点からしても成立する余地はない。

３　争点３（本件合意は「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものであるか否か）について

⑴　審査官

ア　平成７年度から平成９年度までの間に，郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類の取引分野においては，被審人２社のみが供給者であったから，この取引分野の競争が実質的に制限されることは明らかである。

イ　被審人２社は，前記取引分野について，「発注者である郵政省の関与により最初から供給者が決まっており，競争は存在しなかった。」旨の主張をする。

しかしながら，郵政省は区分機類を，あくまでも一般競争入札に付して発注していたのであるから，仮に，郵政省内示を受けなかった者が入札に参加し，落札したとしても，郵政省はこれを拒否できる立場になかったし，郵政省において，このような落札者を以後の入札に参加させないようにすることもできなかったのである。実際，郵政省の担当官らは，郵政省内示に当たり，郵政省内示を行った被審人に対し，当該区分機類の発注を確約したことはないし，入札に参加するようにとの指示もしていない，また，郵政省内示を行わなかった被審人に対し，入札に参加しないよう求めるなどの要請をしたこともないのである。

郵政省の入札前の一連の行為は，郵政省にとって，被審人２社にそれぞれの区分機類の生産を確認し，配備先郵便局への納入時期をあらかじめ確定することにより，郵政省の区分機類の配備計画を円滑に実施するという利点がある反面，被審人２社にとっても，毎年一定量の区分機類の受注を確保し，また，早期に郵政省の購入計画を知ることにより生産の平準化に役立つという利点もあり，このことから，被審人２社は，郵政省の郵政省内示等の行為を主体的に受け入れてきたというべきであ

る。

以上によれば，被審人２社間に競争が期待できない状況にはなく，競争関係はあったといえる。

ウ　郵政省の担当官らは，一般競争入札の導入を検討するに当たり，当初は，一般競争入札制度を実効性あるものとし，新規参入を促すなどのために，郵政省内示を止めることを検討していた。ところが，これに対して，被審人２社は，指名競争入札制度当時と同じ仕組みにより区分機類の安定的かつ高い利益率による受注を継続したいがために，郵政省の担当官らに対して，一般競争入札制度の導入に反対し，郵政省内示の継続を要請するという一致した行動を採り，その結果，郵政省の担当官らは，一般競争入札導入後も郵政省内示を継続することとし，平成７年１月２６日の郵政省及び被審人２社の３者の会合において，郵政省内示を継続することを被審人２社に対して表明した。このように，本件においては，一般競争入札制度導入後も，それ以前と同様に郵政省内示を行うこと自体が，被審人２社の要請に基づくものであった。かかる事実関係にかんがみれば，一般競争入札導入後に行われた区分機類の入札について，郵政省の担当官らが，郵政省内示により受注予定者を決定していたのではなく，被審人２社が，意思の連絡に基づき，郵政省内示を利用して受注予定者を決定していたといえる。

なお，郵政省内示が，一般競争入札制度を前提とした場合に適切な行為ではなかったと評価されるとしても，また，郵政省の担当官らが，郵政省内示をした相手が受注予定者との認識を有していたとしても，これにより，被審人２社の行為について不当な取引制限の成立が妨げられるものではない。この点については，第２次高裁判決（本案審決にかかる被審人２社の請求を棄却する旨の判決）は，「なお，もとより，このことは，本件違反行為の発生について入札執行者である郵政省に全く責任がないことを意味するものではないが（ただし，本件は，入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年７月３１日法律第１０１号）の施行前の事件である。），しかし，逆にそれによって原告ら２社の責任が免除されるわけでもない。」（判決文「事実及び理由」第３－７〔６４頁〕）と指摘するところであり，また，平成１１年（判）第７号審決（コスモ

石油株式会社ほか２名に対する件）の取消訴訟判決（東京高等裁判所平成２１年４月２４日判決・公正取引委員会ホームページ「審決等データベースシステム」）が，「競争入札の方法を選んだ以上，これにより競争市場が形成されるとともに，これを阻害する行為を行うことはこれに応札する業者はもとより，発注者である国においても許されず，仮に，発注者である国がそのような行為等を行ったとしても，業者においてこれに応ずる義務はないのであって，これによって法による保護の対象となる一定の取引分野における競争が消滅するものではないというべき」（判決文「事実及び理由」第３－１〔４７頁〕）と述べるとおりである。

被審人２社は，個別の入札案件について，納期の点や他社製区分機類への接続が困難であることなどを指摘し，競争不能状態にあったと主張するが，他社製区分機類への接続については，事前に郵政省に対して情報開示を求めることで対処可能であったといえるし，仮に，入札時点で見た場合に，郵政省内示を受けていなかった者が納期までに納入することが物理的に不可能となっていた物件があったとしても，そのような状況が生じたのは，被審人２社が本件合意によって競争を回避したことによるものであって，当初から競争が不可能であったわけではない。

⑵　被審人２社

ア　本件において，平成７年度ないし平成９年度の各一般競争入札の方法による入札対象の商品又は役務は，郵政省以外には需要者が全く存在しない極めて特殊な区分機類及びその予備部品等であるという集合商品又は役務である。

独占的買主である郵政省において，郵便局事業の機械化及び人員削減等の合理化という国家的事業の達成を目的として，入札前にあらかじめ配備計画を策定した。郵政省は，これに際して，個々の配備先郵便局の局舎の広さ等の場所的状況，区分機類設置後の作業員の作業動線などを調査検討した上，これらに最も適合する区分機類として，各入札時に，現に被審人東芝又は被審人日本電気の製造している区分機類のいずれであるかにつき，流れ型，全長，既設の区分機類のある場合にはこれとの関連や保守・アフターサービスの点等を比較検討し，被審人２社の区分機類のうち配備先郵便局に最も適合するものを選定して具体的配備計画を策定している。その上で，郵政省は，被審人らに対して各別に郵

政省内示及び同省の入札前措置を採り，それらにより，各年度の入札前に，被審人ら各自に対し，その各入札時の区分機類の配備先郵便局及び配備機種を特定して発注台数を明示し，被審人ら格別の納入条件（予備部品条件，接続条件及び短期間納入条件）を付して入札対象物件を本件集合商品又は役務とし，納入場所（配備先郵便局）及び納入期限等をもそれぞれ特定し，その後に入札を実施したものである。

このように，郵政省は，製造業者別の区分機類を特定選択したのみでなく，被審人２社別の納入条件を付して発注商品又は役務を集合体とし，さらに，被審人ら各別に対する郵政省内示及び同省の入札前措置を行うことにより，その選択どおりに発注する意図をもって行動し，その意図を被審人２社に対して具体的に明示したのである。

以上の事実にかんがみると，被審人東芝の集合商品役務と被審人日本電気の集合商品役務とは，相互代替性はなく，被審人東芝の集合商品役務については被審人日本電気による供給可能性はなく，また，被審人日本電気の集合商品役務については被審人東芝による供給可能性はないことが明らかであるから，審査官が主張するような，これらを包含する集合商品又は役務についての一定の取引分野＝市場は成立しない。

イ　本件においては，郵政省が，区分機類についての独占的買主たる立場にあり，しかも「官」として，「民」の被審人２社に対し，市場支配力を存分に行使し，区分機類の価格を支配するとともに，「被審人２社間の競争」を排除したものである。

これを詳述すれば，郵政省内示は，単に発注先を特定するのみならず，納入義務の具体的内容まで開示してその準備を求めるものであり，その結果，内示物件に係る入札においては，当該内示先被審人以外は受注することが現実に不可能ないし極めて困難なように措置されていたのであって，一般競争入札の形式が採られていたのは，会計法令との関係を考慮した事務処理の便宜上のものにすぎず，競争を予定したものではなかった。そのため，入札実施前から郵政省により，「一般競争入札とは相容れない，郵政省内示，早期実質的発注」がなされて，郵政省の意思によって受注予定者が特定され，それに沿う調達の準備が進められており，入札手続は形骸化され，被審人２社はそのような形式的手続に従っていたにすぎなかった。

このような状況は，専らその実施権限を有し，市場を絶対的に支配する独占的買主の立場にある郵政省の意思により招来されたものであることは明白であり，被審人２社には，潜在的競争の余地すらなかったのである。

ウ　郵政省は，区分機類の一般競争入札の方法による発注につき，発注者として強力な立場を有する一方で，一般競争入札を適正に行うべき義務を負っていたのである。したがって，被審人２社から郵政省内示の継続要請があったとしても，郵政省としては，これを拒否し，入札日から納入期限を６か月として一般競争入札の方法による入札を実施することは容易であったし，また，そうすべき義務があったといえる。にもかかわらず，郵政省がそうすることなく，郵政省内示及び郵政省の入札前措置とこれと結びついた入札条件（予備部品条件，接続条件及び短期間納入条件）を設定したのは，国家的事業達成のために，自ら計画した区分機類の配備計画を確実に実施する必要があったからである。被審人２社は，独占的買主である郵政省が行った上記郵政省内示及び入札前措置等について，異議を述べたくともこれを封じられ，結局これを受け入れざるを得なかったのである。

以上によれば，仮に，被審人２社に本件合意のような意思の連絡が成立していたとしても，郵政省内示によって競争が排除されているために，被審人２社のどちらかがこの意思の連絡から離脱することは不可能であり，被審人２社としては，結局のところ，郵政省内示を受けた者のみが入札に参加し，受けなかった者は入札に参加しないという行動をとるほかなかったのであり，そうすると，本件合意と本件の入札における被審人２社の行動及び落札の結果との間に因果関係は存在しなかったというべきである。

４　争点４（本件合意は「公共の利益に反して」に該当するか否か）について

⑴　審査官の主張

本件合意は，郵政省発注の一般競争入札による区分機類の取引分野の競争を実質的に制限するものとして，不当な取引制限に該当するものであるから，これが公共の利益に反することは明らかである。

国の調達行為は通常公益のために行われるものであるから，それがひいては一般消費者の利益につながることは珍しくないのは当然であり，新型

区分機類の配備及び旧型区分機類の改造等という政策ないしプロジェクトの実現のみを特別視する理由はなく，本件合意が正当化される余地がないのは明白である。

⑵　被審人２社

本件合意は，後記アないしウのような客観的事実関係並びに被審人２社の各自の行動及び主観的事実関係等に照らし，公共の利益に反しない場合に該当するものである。

ア　形式的・外形的に競争制限（競争減殺あり）に該当する行為がある場合に，それから直ちに，独占禁止法第２条第６項所定の「競争を実質的に制限すること」の要件を充足すると解することも，「不当な取引制限」の要件を充足すると解することも許されるものではなく，当該行為をもって同項の「不当な取引制限」の要件を充足すると認めるためには，同項が明文で要件としている「公共の利益に反して」の要件を充足するかどうかを，当該事件の具体的事実関係に照らして判断することを要するものというべきである。審査官の主張は，この点に関する独占禁止法第２条第６項の解釈を誤ったものというべきである。

イ　本件における郵政省の区分機類の被審人２社からの調達は，独占禁止法第１条所定の「一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」という目的に合致した国家的プロジェクトを実現するために行われたものである。

郵政省が前記の郵政省内示及び郵政省の入札前措置の一連の積極的・作為的諸行為を採った背景には，郵政省は，郵政審議会の答申を実現するため，過剰人員削減，郵便物の増大に対処する必要性等から，同答申の定めた時期である平成１０年２月までに区分機類の機械化を確実に実行する必要に迫られていたこと，この目的達成のためには，入札の官報公示のはるか前に，大蔵省と折衝して予算を確保し，当該各年度の発注区分機類についての配備計画を立てた上，区分機類所管のトップである郵務局長の承認を受けるなど万全の準備を整え，この配備計画を確実に実行し，上記の国家的事業を達成する必要があったとの事情があったのである。

郵政省は，規制緩和の一環として，区分機類についても一般競争入札の方法によって調達することを余儀なくされたが，上記のような大規模

な国家的プロジェクトを計画どおりに確実に実行するためには，一般競争入札の方法によって達成することが極めて困難ないしは不可能であったため，実際には平成６年度までと同じ方法を採ることとしたものである。この事実は，平成７年１月上旬ころ，郵政省により，同年度の区分機類の購入に関し，配備計画どおり区分機類が納入されないと困るので，生産確認という意味で郵政省内示を継続することが決定されたことから明らかであり，郵政省内示の継続決定は，郵政省の組織的決定であることが明白である。

ウ　独占禁止法第２条第６項に該当し，同法第３条に違反する「不当な取引制限」となるかどうかについて，上記国家的プロジェクトのもたらす消費者利益等の社会的な価値は，競争制限の正当化事由と解するべきものである。

他方，被審人２社は，いずれも技術開発及び価格については競争を継続していたものである。そして，郵政省内示及び郵政省の入札前措置等を受けた被審人も，これらを受けなかった被審人も，区分機類について，入札に参加するか否かを他の被審人の意思とは全く関わりなく自由な意思で決定することができ，実際にも各自の自由意思に基づいて決定していたものである。このように，本件合意が成立した当時の被審人２社のいずれの担当者においても，本件合意が独占禁止法に違反するとの認識はなく，認識の可能性すらなかったのである。

５　争点５（本件合意は「対価に係るもの」に該当するか否か）について

⑴　審査官

「対価に係るもの」（独占禁止法第７条の２第１項）の意義については，対価に直接影響を与える行為のみを指すのか，それとも価格制限が協定の内容になっていなくても客観的にみて対価の維持が目的であると考えられる行為も含むのか見解が分かれている。たしかに，「対価に係るもの」の典型例は価格の決定・維持・引上げカルテルであることは疑いないが，いわゆる入札談合における受注予定者の決定は必然的に入札価格の調整を伴うものとして受注予定者の入札価格を受注価格とする旨の決定も含まれているとみるべきであるところ，入札制度の下では入札価格によって対価が左右されるのであるから，入札談合事案は通常「対価に係るもの」と解される。

本件合意は，一般競争入札制度の下，受注予定者に決定した者のみが入札に参加することを内容としており，事実上，当該受注予定者以外に応札する者はいないことを前提としていたのであるから，必然的に当該受注予定者の入札価格が当該物件の落札価格ひいては対価を左右するものとなっていた。

したがって，本件違反行為が「対価に係るもの」であることは明らかである。

⑵　被審人２社の主張

本件においては，一般競争入札の実施に際し，郵政省内示を受けた被審人のみが応札し，他の被審人は，入札に参加せず，したがって，当該入札手続によって決定される落札価格の形成に何ら関与するところがなかったのである。むしろ，各入札手続に際しては，予め郵政省の契約担当官が内示先被審人に各物件の下見積書を提出させ，それに基づき価格交渉を行った結果予定価格を暗示してそれ以下の応札を指示し，その結果落札価格が決定していたのであるから，各落札価格の形成は，専ら郵政省と当該内示先被審人との交渉によって行われていたといえるのであって，本件においては，内示を受けた被審人のみが当該内示物件の入札に参加したにすぎないから，独占禁止法第７条の２第１項所定の「対価に係るもの」に該当しない。

また，課徴金賦課の要件として，違反行為者である事業者及びその従業員に故意・過失，違法性の認識及び違法性の認識可能性が存在することを要すると解するべきであるところ，被審人２社及びその従業員には故意・過失，違法性の認識及び違法性の認識可能性は存在しない。

６　争点６（前記第１で認定した被審人２社の売上げに係る物件〔以下「本件各物件」という。〕の中に，課徴金の対象から除外すべきものがあるか否か）について

⑴　審査官

ア　本件合意は，郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類について，郵政省の担当官らから郵政省内示を受けた区分機類についてのみ入札に参加し，郵政省内示を受けなかった区分機類については入札に参加しないことにより，郵政省内示を受けた者が受注できるようにする旨の意思の連絡である。したがって，本件において独占禁止法第７条の

２第１項の「当該商品」に該当するのは，①郵政省が一般競争入札方法により発注する区分機類であって，②本件合意に基づいて受注予定者が決定されることによって，具体的に競争制限効果が発生するに至った物件である。

本件各物件は，いずれも，郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類であり，郵政省の担当官らから，被審人２社に対して，それぞれ，郵政省内示が行われた。被審人らは，本件合意に基づき，郵政省内示を受けた物件についてのみ入札に参加し，郵政省内示を受けなかった物件については入札に参加しないことにより，郵政省内示を受けた者が当該物件を受注できるように協力し，その結果，郵政省内示を受けた者が本件各物件のすべてを受注した。したがって，本件各物件は，すべて「当該商品」に該当する。

イ　本件合意が成立するに至った背景事情には，被審人２社の間に，指名競争入札の時代から長年にわたって，郵政省から郵政省内示を受けた者を受注予定者とし，郵政省内示を受けなかった者は入札に参加しないことにより受注予定者が受注できるように協力するという合意が成立していたことが指摘できる。被審人２社は，このような事情の下に，郵政省内示を受けた被審人は，他方の被審人が当該物件を落札・受注すべく行動することはないことを確実に予測し，これを前提として行動を採ることが可能となっていたために，受注するはるか以前からの製造着手の慣行（後記被審人２社の主張する個別事情Ｃ及びＤに関連する。），入札に先立って配備予定局と具体的な打合せを行う慣行（後記被審人２社の主張する個別事情Ｅ及びＦに関連する。）などが定着するに至っていた。

このように被審人２社は，指名競争入札の時代から，受注予定者を決定することによって安定した受注実績を上げることができたため通常の競争状態にあれば当然に入札参加者が試みるはずの他社製品との互換性や接続技術の開発，予備部品の代替化などの取組みだけでなく，郵政省に対する技術情報の開示や適切な納入期限等の入札条件設定の申入れなど受注に向けたあるべき企業努力を怠っており，本件合意成立後も同様の行動を採り続けていたのである。

以上によれば，被審人２社の主張する個別事情により各物件の入札の

時点で受注予定者でない方の被審人が受注することが事実上困難とみえる現象が生じていたのは，被審人２社が主張するように，個別の入札物件についての競争が当初から不能であったからではなく，被審人２社が，指名競争入札時代からの関係及び本件合意に従って，競争を回避する行動を採り続けてきたからなのである。そして，このような現象が数多く生じていることは，とりもなおさず，被審人２社が互いに本件合意に従わない行動を選択し得なかったこと，すなわち本件合意が強い拘束力と実効性を有していたことを示すものにほかならないのである。

ウ　仮に入札時点において生じていた各物件に関する個別の事情を検討したとしても，後記(ｱ)ないし(ｴ)のように，いずれの物件も，一方の被審人しか受注し得ない状況にあったとはいえない。

(ｱ) 仕様書に添付された予備部品リストは，予備部品の規格又は寸法を示したものであって，それらの記載をもって受注すべき区分機類のメーカーを特定するものではなく，また予備部品リストにかかる不明な部分や他社製の区分機類との接続について必要な技術情報は郵政省に問い合わせれば解決する問題である。情報さえ得られれば従来の自社の規格と異なる部品でも，被審人２社はその技術力をもって製造できないはずはないのであり，入札参加を不可能とするものではない。

(ｲ) 郵政省が仕様書で設定した納入期限が技術的に完全に履行不可能な要求であるならば，入札に臨むに先立ち，郵政省に納入期限の変更を要望する対処法もあったのであり，あるいは，仕様書の納入期限を遵守する前提であるならば，製造に着手するために必要な情報を入札前に開示するよう郵政省に申し入れれば解決できた問題である。入札に参加する意思さえあれば，仕様書で定める納期に間に合わせることは必ずしも不可能ではない。

(ｳ) 配備局との打合せが円滑な納入に不可欠であるなら，入札に先立ち，配備局にあらかじめ搬入打合せを要請し，適宜対処することで解決することは可能であった。配備局との打合せを行わず，ソフトウェアの作成が間に合わなくなる事態は，被審人２社がそれを承知で放置していただけであり，かかる配備局向けの入札物件に参加できない理由にはならない。

(ｴ) 被審人２社は，配備局の局舎が狭隘であるため物理的に被審人東芝

製の機械しか収まらない等主張するが，仕様書にはかかる庁舎事情の記載はないのであり，仕様上は何らの制約もないから被審人東芝以外の入札は妨げられない。

⑵　被審人２社

ア　いわゆる入札談合において，受注予定者を決めるための基本合意が締結された場合であっても，当該基本合意の対象とされた個別の入札物件が独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品又は役務」に該当し，課徴金の対象となるというためには，「当該商品又は役務」が「対価に係る共同行為又は対価に影響することとなる共同行為であって，かつ，不当な取引制限という法的評価を受けたものを指す」ものであることを要するものと解するべきであり，基本合意が不当な取引制限に該当するとされたとしても，それだけで自動的に個々の物件が課徴金の対象となるわけではなく，当該物件について具体的競争制限効果が発生したことが一つの要件となるものと解するべきである。そして，個別の入札物件ついての競争制限が当該基本合意に基づくものではなく，他の原因に基づくことが明らかである場合には，当該個別の入札物件は課徴金の対象とはならないものというべきである。

本件において，平成７年度ないし平成９年度の各入札の対象物件についての競争制限は，①他に需要者が全く存在しない特殊な機器である区分機類及びその予備部品等であり，②独占的買主である郵政省の特定の目的達成のための選択・嗜好に基づく区分機類の選別・特定，郵政省内示及び郵政省の入札前措置並びに入札条件（予備部品条件，接続条件及び短期納入条件）の設定によって生じたものであり，区分機類本体のみに係る本件合意によるものではない。

したがって，平成７年度ないし平成９年度の入札物件は，独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品又は役務」に該当しないことが明らかであるから，いずれも課徴金賦課の対象とならないものというべきである。

イ　各個別の入札物件についてみれば，以下のとおり，それぞれ課徴金賦課の対象とはなし得ない事情が認められる。特に，平成７年度ないし平成９年度に入札に付された物件のすべてが，以下に述べるような技術的独自性を要するものであり，そのために，郵政省が被審人２社に対し，

個別的に郵政省内示をしていたものである。

(ア) 予備部品条件，接続条件及び短期納入条件による受注可能業者の限定

①入札仕様書に予備部品リストが添付されている（以下「個別事情Ａ」という。），②既設他社製区分機類との連結が予定されている（以下「個別事情Ｂ」という。），③契約日と搬入日との期間が２か月未満と極めて短期間である局が含まれている（以下「個別事情Ｃ」という。），④契約日から搬入日との期間が６か月未満と製造に要する期間が確保されていない局が含まれている（以下「個別事情Ｄ」という。）及び⑤事前に搬入済みの特定の選別押印機及び連結部との連結が想定されている，局舎が狭隘であり物理的に搬入できる区分機類が限定される，予備部品・付属品だけが発注されている，予備部品・付属品が既に調達済みであり，これに合わせた区分機本体でなければならない並びに仕様書の内容等その他の事情（以下併せて「個別事情Ｇ」という。），すなわち，予備部品条件（個別事情Ａ），接続条件（個別事情Ｂ及びＧ），短期間納入条件（個別事情Ｃ，Ｄ及びＧ）が付されたことにより，内示を受けた被審人は当該物件の受注が可能であるが，他の被審人は，かかる条件を成就して当該契約を履行することができないか又は著しくハンディキャップを負うものであるから，私的企業としては，社会的・経済的には受注することはできないと判断し，入札に参加しない行動を採らざるを得ないものであり，かかる判断・行動は私的企業の合理的な経営判断として独占禁止法上も適法なものというべきである。

なお，被審人２社は，それぞれ，経済合理性を考慮して，リスクの大きい物件の入札に参加しない自由を有するのであるから，被審人２社が郵政省内示を受けた物件についてのみ入札に参加した所為は，本件合意なるものとは因果関係のない，独自の行為であることは明白である。

また，本件においては，各年度，機種ごとにグルーピングされて入札に付されており，一部のみ抽出して受注することはできないため，その一部に上記事情に該当するものがあれば，当該物件すべてが課徴金賦課の対象となり得ないことは当然である。

入札仕様書による予備部品の特定は契約条件として拘束力を有すること，仕様書添付の予備部品リストは郵政省が内示先被審人にそれぞれ原案を提出させていたため，サイズ，材質が区分機本体に合致する被審人各別のものであること，部品名の表記も異なり，被審人日本電気にあっては規格欄に部品コード番号が記載されているから内示を得ていない被審人の落札はおよそ想定されていない。

入札仕様書において既設の区分機類との接続（連結）が条件とされているところ，当該既設の区分機類のメーカーから技術情報が開示されれば他の被審人が自社製区分機類を接続することも技術的には可能であるとしても，被審人２社はノウハウも含めかかる情報を開示する義務を負わないこと，本件当時は郵政省から毎年要求される性能向上に伴う仕様変更に対応することで精一杯であったから接続の技術的困難性の故に既設メーカーである被審人以外は受注する能力を有さなかった。

(ｲ) その余の事情

ａ　個別事情Ｅ

入札前に配備予定局との間で具体的な搬入・据付打合せが行われており（以下「個別事情Ｅ」という。），打合せを行った以外の被審人が落札すると業務遂行に多大の支障が生じるため，打合せを行っていない被審人には納入できない。

納入日程は郵政省の配備計画及び事務処理の便宜に即して決定され，要員配備や庁舎の改造等を要するから安易な変更はできず，変更を求めること自体が債務不履行となること，納入日程どおりの納入が確保されないと既設機の改造等いわゆる玉突き移設に支障が生じるほか，新規納入機の調整中のアルバイトの手配，機械のフル稼働を前提とした職員合理化スケジュール等にも多大な支障が生じ，現場の著しい混乱を惹起する。

このような客観的状況は，入札実施前の内示により受注予定者が特定されていたことを示しており，そうである以上，たとえ，それらの物件の調達が形式上一般競争入札に付されたとしても，およそ実質的な競争を期待することができない客観的状況にあったことはいうまでもない。したがって，かかる事情を有する入札物件は，

課徴金賦課の対象となるものではない。

ｂ　個別事情Ｆ

入札前に玉突き移設のスケジュール（区分機類の新設と既設区分機類の改造移転を効率的に行う配備日程）が策定されており，郵政省と特定の被審人の間で綿密な打合せが行われていたこと（以下「個別事情Ｆ」という。）から，打合せした被審人以外の被審人が落札すると業務遂行に多大な支障が生じる。

平成９年度から新型区分機が導入されたのに伴い，平成８年度ころから順次旧型区分機の改造等が行われることになり，配備局の日常業務の運営に支障することなく順次改造を行うため，まず新型区分機を設置することにより既設旧型区分機を撤去し，改造して他の郵便局に移設し，当該郵便局の既設旧型機を撤去・改造し，次の郵便局へ移設するというように，新規設置と既設区分機の改造とを複雑に組み合わせ，効率的かつ確実に郵便番号７桁対応の区分機を広く設置する必要があったこと，そのため入札の１年以上前から郵政省の主導により内示先被審人との綿密な打合せが行われ，日程調整がなされていた。

かかる事情のある入札物件もまた，郵政省内示を受けた被審人以外受注することはできないから，課徴金賦課の対象とされる理由はない。

ｃ　連結部

本件課徴金賦課の対象とされる入札物件の中には，連結部のみをまとめて一物件とするものがある。これらについては，接続の対象となる区分機及び取りそろえ押印機は別に入札に付され，受注者が決定されており，他方，連結部の仕様書においては，当該内示を受けた被審人製の区分機と取りそろえ押印機と連結連動させることが機能として特定されているのであるから，その受注者と別異の被審人が連結部のみを受注し得るものでないことは自明である。

したがって，このような連結部のみの入札について，区分機本体の受注者以外の被審人が参加し得ないことは明白であり，そこには理論上競争の存在を観念し得ないのであるから，それについて入札の形式が採られているにしても，本件合意なる入札談合の対象とは

なり得るものではなく，課徴金賦課の対象とされるべき理由はない。

ｄ　情報入力装置

情報入力装置は，新型区分機本体と情報のやり取りをする機能を有するもので，区分機本体の製造業者各社固有の中心的技術（ブラックボックス化されているため，他社においては知ることができないものである。）と密接不可分なものである。それ故，その技術情報を有しない者は，他社製の情報入力装置を製造し供給することは不可能である。

ｅ　被審人東芝製区分機類しか収まらないこと

品川郵便局の平成８年度の物件及び川崎中央郵便局の物件は，いずれの郵便局も局舎が狭隘であったために，被審人東芝のあて名区分機の納入は可能であったものの，これより大きい被審人日本電気のあて名区分機の納入は不可能であり，したがって，被審人東芝のみが受注可能であったから，かかる物件が課徴金賦課の対象とされる余地はない。

第５　審判官の判断

１　争点１（本件審判手続は違法であるか否か）について

⑴　除斥期間について

被審人２社は，本件課徴金納付命令は除斥期間経過後に発出されたものであって違法なものであると主張するので検討する。

独占禁止法第４８条の２第１項ただし書は，課徴金の納付について「当該違反行為について審判手続が開始された場合には，審判手続が終了した後でなければ命ずることができない」と定め，他方，同法第７条の２第６項は，「当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき」は，課徴金の納付を命ずることはできないと定めている。同法が，このような除斥期間の規定を設けた趣旨は，適正迅速な行政事務の遂行を確保するとともに，排除措置命令に不服のある被審人の利益にも配慮し，当該排除措置命令について審判が開始された場合には，同命令に係る違反事実の存否についての公正取引委員会の判断が示されるまでは，課徴金の納付を命ずることができないこととし，その一方で，いったん同委員会の判断が示されたときには，速やかに課徴金の納付を命ずることとして，これを同委員会に義務付け，これにより法律関係の早期安定を図ろうとしたことにある。そうす

ると，上記公正取引委員会の判断は審決の形式をもって示されるのであるから，独占禁止法第４８条の２第１項ただし書及び第７条の２第６項にいう「審判手続が終了した」ときとは，同委員会の終局判断である審決が行われた時点を指すと解するのが相当である。被審人２社は，独占禁止法に定める「審判手続」という文言には審決は含まれないと主張し，その根拠として種々述べるが，法の趣旨や結論の妥当性を無視した形式論であって到底採用することはできない。また，独占禁止法中には，「審判手続」に審決が含まれることを前提とした規定もあるから（同法第５１条の２参照），この点からしても，被審人２社の主張を採用することができないことは，明らかである。

本件では，平成１５年６月２７日に本案審決がなされ，平成１６年６月１４日に本件課徴金納付命令がなされているから，除斥期間は経過しておらず，被審人２社の主張は理由がない。

なお，上記の点については，本件審判に係る平成１７年１月２６日付け公正取引委員会決定（公正取引委員会審決集第５１巻７４５頁）において既に判断されているところである。

⑵　適正手続違反について

被審人２社は，既に本案審決に関与し，本件について予断偏見を有している公正取引委員会が本件課徴金納付命令の審判を開始し，審理を行うのは適正手続に違反するなどと主張する。

しかしながら，独占禁止法第５５条第１項及び第２項によれば，審決は委員長及び２人以上の委員の出席による合議によることが規定されているものの，他に審決の主体についての規定は存在しないから，独占禁止法は，案件ごとに異なる合議体が審決を担当することを制度上予定していないものと解するほかない。そうすると，独占禁止法は，本件のように同一の被審人について同一の違反行為の存否が争点となる審判手続についても，同一の構成の委員会によって審決が行われることを予定しているものと解され，このことが適正手続に反すると解する余地はない。

よって，被審人２社の主張は理由がない。なお，この点についても，前記公正取引委員会決定において既に判断されているところである。

２　争点２（本件合意があったか否か）について

⑴　独占禁止法第２条第６項にいう「他の事業者と共同して・・・・相互に

その事業活動を拘束」することに該当するというためには，複数事業者相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解される。ここにいう「意思の連絡」とは，いわゆる入札談合事案においては，受注予定者を決定し，当該受注予定者に受注させる等の受注調整を認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思があることを意味し，一方の受注調整行為を他方が単に認識，認容することのみでは足りないが，事業者間相互に拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく，相互に他の事業者の受注調整を認識して，暗黙のうちに認容することで足りると解される。また，その判断に当たっては，受注調整に至った前後の諸事情を勘案して事業者の認識及び意思がどのようなものであったかを検討し，事業者相互間に共同の認識，認容があるかどうかを判断すべきである（東京高等裁判所平成７年９月２５日判決・公正取引委員会審決集第４２巻３９３頁参照）。

⑵　そこで，本件について検討するに，前記第２の１で認定した事実経過に証拠を総合すれば，以下の事実を認めることができる。

ア　郵政省の発注する区分機類は，昭和４０年代半ばころには，被審人２社の複占市場となっていたところ，製品の開発には高度の技術と相当な期間の研究・実験とが必要であるため参入障壁が高く，被審人２社以外の者が参入する見込みはなかった。このため，被審人２社は，この市場における競争相手として，互いに他方のみを意識すれば足り，少なくとも区分機類の発注が随意契約によって行われていた昭和６１年ころまでは，互いに他方のみをライバルとみなして，区分機類の性能向上を目指して技術競争を繰り広げていた。（査共第１１８号証，第１７８号証，第１８２号証，第１９２号証，審第７０号証，第７４号証ないし第７６号証）

イ　ところが，郵政省が指名競争入札によって区分機類を発注するようになった昭和６２年以降になると，郵政省は，入札前に被審人２社のうちのどちらか１社に入札物件（区分機類）についての情報を提供すること（すなわち，郵政省内示）を行うようになり，これを受けて，被審人２社のうち郵政省内示を受けた者のみが入札に参加し，郵政省内示を受けなかった者は指名を辞退して入札に参加しないという行動が採られるようになった。（査共第４０号証，第８１号証，第８４号証）その結果，

郵政省内示を受けた者が当該物件を１００％落札するという事態が常態化するようになり，被審人２社は，このような中で，毎年度，郵政省の発注額のおおむね半分ずつを受注していた（前記第２の３(1)イ）。

ウ　郵政省は，平成６年４月までに，被審人２社に対し，平成７年度からの区分機類の発注について一般競争入札を導入する見通しであることを伝えた（前記第２の４(1)）。

被審人東芝は，平成６年６月ころ，平成６年度の区分機類の受注価格の低下を抑制し，平成７年度の区分機類の売上高及び利益を確保するために被審人日本電気と共同して提議・根回しを行うこと，平成８年度以降の区分機類の利益率及びシェアを確保するために被審人日本電気と協調することなどを検討していた（前記第２の４(2)）。

平成６年９月２日の郵政省と被審人２社との会合において，区分機類の一般競争入札における入札の方法及び区分機類の価格低廉化のための方策が協議されたところ，被審人日本電気から発注を予定する区分機類の早期の内示，出荷時期の平準化，台数の計画的提示及び発注総額の増額等が提案され，また被審人東芝から発注台数の大幅増加及び複数年度の一括発注，早期の実質的発注及び納入の平準化などが提案された。また，被審人２社のいずれからも，一般競争入札の導入に反対する趣旨の意見が述べられ，被審人２社は，遅くともこの会合において，互いに他社も一般競争入札の導入に反対していることを知った（前記第２の４(3)）。

エ　被審人東芝は，平成６年１１月ころ，郵政省に対し，一般競争入札の導入の中止を要請し，被審人日本電気は，平成７年１月ころ，郵政省に対し，郵政省内示を継続するようにという，公正な一般競争入札の実施とは相容れない内容の要請をした（前記第２の４(4)イ，ウ）。

オ　被審人２社は，平成７年１月２５日に仕様書の内容について打合せを実施し（前記第２の４(5)イ），郵政省は，同月２６日に開催された被審人２社との会合において，平成７年度の区分機類の発注は一般競争入札の方法によるとの説明をする一方で，平成７年度以降も郵政省内示を継続するとの説明を行った。被審人２社は，一般競争入札の導入についても，郵政省内示の継続についても，特段の意見を述べなかった（前記第２の４(6)）。

カ　平成７年度から平成９年度までの区分機類の発注は，上記説明のとおり，一般競争入札の方法によって行われたが，指名競争入札の時代と同様に，郵政省内示が行われ，物件ごとに，被審人２社のうち郵政省内示を受けた者のみが入札に参加し，郵政省内示を受けなかった者は入札に参加せず，郵政省内示を受けた者が落札して受注するという事態が継続した。その結果，落札物件の落札率は，ほとんどの物件について９９．９％を超えていた（前記第２の９）。

キ　平成９年１２月に公正取引委員会が被審人２社に立入検査を行ったところ，郵政省はその後郵政省内示を行わなくなり，物件の納入日程の調整も入札後に行われるようになった。平成１０年２月２７日の区分機類の一般競争入札から日立製作所が参加するようになり，日立製作所が参加した物件は，少なくとも，日立製作所と被審人２社のどちらかとの競争となった（前記第２の１０）。

⑶　前記⑵で認定した事実経過を総合すると，被審人２社は，それまで指名競争入札において郵政省内示を前提にして完全に一致した行動を採ってきていた経緯もあって，郵政省から一般競争入札下においても郵政省内示を継続する旨伝えられたことにより，互いに，相手方について，指名競争入札の当時と同じ行動を採るであろうと確信することができ，遅くとも一般競争入札が導入された平成７年７月３日までには，郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類について，両社ともに，郵政省内示を受けた物件については入札に参加し，郵政省内示を受けない物件については入札を辞退するという一致した行動を採ることについて，相互に認識ないし予測し，相互に協調する状況になっていたものと認められる。

以上によれば，被審人２社の間には本件合意（郵政省内示のあった者のみが当該物件の入札に参加し，郵政省内示のなかった者は当該物件の入札に参加しないことにより，郵政省内示のあった者が受注するようにする旨の黙示の合意）が成立していたものというべきである。

⑷　被審人２社は，郵政省発注の区分機類の市場においては，郵政省のみが独占的買主であって，その支配力は強大であり，郵政省側の指示，意向は絶対的なものであって被審人２社はこれに従わざるを得なかった，あるいは，郵政省内示を受けた者のみが入札が可能となり，郵政省内示を受けなかった者には入札の可能性はなかったなどと主張し，これらを前提にして，

被審人らにおいて，本件合意をする必要性も動機等も全くない旨主張する。当該主張は，被審人２社が競争することは不可能であって，被審人２社の間には競争の余地はなく，競争がない以上不当な取引制限についての意思の連絡があるはずもないという趣旨の主張とも解されるが，後記３で判断するとおり，郵政省発注の区分機類の市場において競争の余地はあったから，被審人２社の主張は，その前提を欠くものであって失当である。

被審人２社は，郵政省内示を受けた者のみが入札に参加し，受けなかった者は入札に参加せず，郵政省内示を受けた者が落札するという本件の区分機類の一般競争入札で生じた現象について，郵政省内示等の郵政省側の行為のみによって必然的に生じる現象であって，被審人２社の行動とは無関係に生じるものであるという趣旨の主張もするが，これも結局のところ，郵政省内示により受注者が決定されていること，すなわち，区分機類の市場に競争がなかったということを，別の観点からいうにすぎないものと解されるので，後記３で判断する。

被審人２社は，本件合意の存否に関しその他種々主張するが，いずれも上記認定の事実に反し，独自の見解であって，採用することができない，

３　争点３（本件合意は「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものであるか否か）について

⑴　独占禁止法第２条第６項の「一定の取引分野」は，一定の供給者群と需要者群とから構成され，その範囲は，取引の対象・地域・態様等に応じて，違反とされる行為が対象としている取引及びそれに影響を受ける範囲を検討し，その競争が実質的に制限される範囲をもって画される（東京高等裁判所平成５年１２月１４日判決・高刑集４６巻３号３２２頁）。

そして，「競争を実質的に制限する」とは，違反行為者らにより違反行為の対象とされた取引分野における競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらすことをいい（東京高等裁判所昭和２８年１２月７日判決・高民集６巻１３号８６８頁），このような趣旨における市場支配的状態を形成・維持・強化することをいうものと解される。

⑵　前記２で認定したところによれば，本件合意は，郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類についての受注調整に関するものである

から，本件において検討されるべき一定の取引分野は，郵政省が発注する区分機類の販売に係る取引となるところ，区分機類を製造・販売する事業者としては現に被審人２社が存在し，郵政省は，被審人２社に対し，郵政省内示に当たり，前年度の読取率の善し悪しを考慮して情報を提示する台数に差を設けるとして，被審人２社の技術開発を促し，被審人２社も，より多くの台数の郵政省内示を得るために技術開発を競っていた（査共第１８８号証ないし第１９０号証，参考人堀江寿）こと，郵政省が発注する区分機類の中には，他社製の既設機との接続を要する区分機類（具体的には，連結部，情報入力装置のほか，選別押印機及び台付押印機をあて名区分機及び新型区分機と接続する場合等）も存在するところ，前記第２の２(3)によれば，他社製の選別押印機等と自社製のあて名区分機等との接続及び連結部等の製造は，インターフェース情報等接続に関する技術情報が開示されれば技術的に可能であったことに加えて，郵政省は会計法及び特例政令の規定に基づいてすべての区分機類を一般競争入札の方法で発注していることからすれば，郵政省が発注する区分機類の販売に係る取引分野における競争の存在は明らかである。

そして，平成７年度から平成９年度にかけての区分機類の販売市場における被審人２社のシェアは，ほぼ１００％であったから，本件合意は郵政省発注の区分機類の取引分野における一般競争入札による競争を実質的に制限するものである。

⑶　被審人２社は，「郵政省発注の区分機類については，発注者である郵政省の市場支配力が強大であり，個々の入札物件を被審人２社のうちどちらが受注するかは，すべて郵政省の意向により決定されており，郵政省内示により受注予定者が決定していたのであるから競争の余地はなかった。一般競争入札の形式が採られていたのは，便宜上のものであり，競争を予定したものではなかった。」旨主張する。

確かに，本件において，郵政省が指名競争入札の当時から本件の一般競争入札に至るまで，事実上落札者を決定してしまうこととなりかねない郵政省内示を行っていたことは，競争入札という制度の趣旨に反し，本来自由であるべき競争を歪める行為である。また，本件合意は，郵政省内示の存在を必要不可欠の前提としているものであって，郵政省は，郵政省内示を行うことによって，結果的に，本件合意に基づく受注調整の実現に加功

していたものと評されてもやむを得ないところである。

しかしながら，郵政省が被審人２社のうちいずれかの区分機類を購入する意向を示していたとしても，被審人２社がこの郵政省の意向を受け入れてはじめて区分機類の取引は成立するのであり，被審人２社の本件合意に基づく受注調整に発注者が関与していたとしても，それのみで，不当な取引制限の成立が妨げられるわけではない。

加えて，国が物品の購入をするに当たって，会計法に基づいて競争入札という方法を採用している以上，発注担当者側が恣意的に勝手にこれを形式化し，事実上随意契約にしてしまうことは許されない行為であるから，入札参加業者である被審人２社には，郵政省内示に従う義務がなかったことは明らかである。競争入札という発注方法を採用している以上，郵政省内示を受けていない者が入札に参加し落札したとしても，郵政省がこれを拒否することはできないところ，本件全証拠を検討しても，郵政省の担当官において，郵政省内示を受けない者の入札参加を禁止していたことをうかがわせる証拠はない。むしろ査第１８９号証，第１９０号証，第１９３号証によると，被審人２社は，郵政省内示を受けなかったときにおいても、当該入札への参加を禁止されていなかったことが認められるから，郵政省内示があったということのみによって，一般競争入札という方法で発注される区分機類の取引において，受注にかかる競争可能性がなかったということはできない。

また，前記認定した経緯によれば，郵政省内示及びこれに基づく入札の実施は，予定どおりに区分機類を配備したいとの需要者である郵政省側の利益があって行われてきたものであることは確かであるものの，他方で，競合他社と競争することなく一定の受注が見込めること，入札前から確実に受注予測ができるため早期に製品の製造に着手できること，生産計画，予算などを立てやすくなること（査共第８４号証，第８８号証，第９２号証）など，区分機類の供給者である被審人２社にとっても，多大な利益があったものといえる。また，被審人２社は一般競争入札の導入に反対し，郵政省内示を継続することを要請していたこと及び郵政省は仕様書上の納入期限の設定や納入スケジュールの調整等について被審人２社の要請を受け入れてきており（査共第４８号証，第７９号証，第８２号証，第８８号証，第１８９号証，第１９０号証。また参考人堀江寿は，仕様書上の

納入日は郵政省から入金してもらう期限であったため１，２か月分の固まりの単位で仕様書上の納入期限というのを決めてもらっていた旨供述している。），区分機類の発注方法についても被審人２社の利益が図られていたことからすると，郵政省内示及びこれに基づく入札の実施が，郵政省のみの意向によって強制されていたものではなかったことは明らかである。双方の利害が合致し，郵政省と被審人２社とが互いに協調的な行動を採ってきたからこそ，郵政省内示が長年にわたって継続してきたものと容易に推認することができる。したがって，郵政省内示について，郵政省側が被審人２社の自由意思を抑圧して，郵政省が被審人２社に対して競争入札の形骸化を強制したものと評価することはできない。

以上によれば，指名競争入札の時代も，一般競争入札が導入されてからも，郵政省が入札物件の受注者を一方的に決定していたという事実はなく，区分機類の市場において，需要者である郵政省によって競争が排除されていたということはできない。むしろ，本来競争可能な市場であったにもかかわらず，競争が排除されているような状態となっていたのは，郵政省内示により被審人２社が受注予定者を決定することについて，互いにメリットを有していた郵政省と被審人２社とが，意を通じて郵政省内示を利用した受発注を継続していたからにすぎず，当該競争制限状態は，郵政省内示という郵政省の行為に加えて，これを利用することにより受注予定者を決定し，もって被審人２社間における受注競争を回避しようとする本件合意による結果と認められるべきものである。

⑷　被審人２社は，個々の入札に係る区分機類の種類，配備先，接続態様，予備部品リストなどを根拠にして，現実には，一般競争入札における個別物件において被審人２社のうち１社しか納入可能性はなかったから，競争はなかったという趣旨の主張をする。

しかしながら，不当な取引制限の判断の対象とされる競争とは，個々具体的な入札案件についての現実の落札可能性を問題にするのではなく，取引分野全体において，もともと不当な取引制限がなかったならば競争の可能性があったか否かを問題にすべきものである。

前記認定したところによれば，本件においては，郵政省は平成６年４月には，被審人２社に対して，翌年度以降の一般競争入札導入の見通しを述べており，平成６年９月の会合では「公明正大に競争入札をやりたい」等

と発言していたのであるから，被審人２社が，この時点から，自由競争を前提に行動していれば，翌年度からの個別入札において競争可能性はあったものと考えられる。

また，被審人東芝の社内では，一般競争入札の導入により被審人２社のうちどちらか１社しか受注できなくなる可能性があることや，第三者が参入してくる可能性があることを危惧した者もあったこと（前記第２の４(6)オ），被審人日本電気の社内でも，一般競争入札の導入により，被審人２社と日立製作所等を含めた競争が本格化する，あるいは，他社の市場参入防ぐために一般入札の導入を阻止すべきであるといった指摘がなされていたこと（前記第２の４(4)ア），他方で，郵政省の担当官から被審人２社に対して，一般競争入札導入の結果，１社発注になる可能性もあるので，受注できなかった者は受注した者の下請となることも検討したらどうかといった提案もされていること（前記第２の４(3)エ）は前記認定のとおりであって，これらの被審人２社の社内における動静や郵政省の担当官らの言動は，本件の区分機類の市場に競争可能性があることを当然の前提としたものであると解される。

加えて，本件における個々の入札の場面に限定してみても，被審人２社のうちのどちらか１社だけしか納入することができない状況になっている区分機類があったとしても，そのような事態となっていたのは，前記(3)で述べたとおり，郵政省が区分機類の発注方法について被審人２社の要請を受け入れて郵政省及び被審人２社の利益を図ったからであり，また被審人２社も指名競争入札の当時から郵政省内示を利用して受注を繰り返し，個々の入札案件で競争することを回避する行動を継続してきたからなのであって，もともと郵政省が発注する区分機類の取引分野において競争の余地がなかったとはいえない。

(5) 以上によれば，郵政省発注の区分機類の市場において競争がなかったとする被審人２社の主張は，理由がない。

なお，被審人２社は，郵政省が，区分機類について独占的買主たる地位にあり，被審人２社間の競争を排除した旨の主張をする。しかし，一般競争入札という方法を採用している以上，独占的買主であるかどうかによって競争が排除されるものではない。また（独占的買主であることを利用した）郵政省側の強制が認められないことは前記(3)にて認定したとおりで

ある。

さらに，被審人２社は，被審人東芝製の区分機類と被審人日本電気製の区分機類とは市場が異なるから，両者を共通として一定の取引分野は存在しないとか，区分機類と予備部品及び接続条件などとは市場が異なるからこれらを共通とした取引分野は成立しないなどと主張する。しかし，これらの主張は，いずれも，郵政省内示によって受注者が決定しており競争の余地がなかったとする，被審人２社独自の見解を前提とするものと解されるところ，そのような前提を欠いており失当である。

被審人２社は，入札制度は郵政省が設計すべきものであるなどと述べ，区分機類の受注状況は，郵政省の行為及び意思のみに起因し，本件合意と本件の入札における被審人２社の行動及び落札の結果との間に因果関係は存在しない等とも主張する。しかし，その主張するところは，郵政省内示によって受注者が決定されており，被審人２社が競争することが不可能であったことを前提とするものであるところ，既に述べたとおり，その前提を欠くものである。郵政省内示という郵政省の行為とこれを利用することにより受注予定者を決定し，もって被審人２社間における受注競争を回避しようとする本件合意と落札の結果との因果関係は明らかであって，被審人２社の主張は採用できない。

４　争点４（本件合意は「公共の利益に反して」に該当するか否か）について

⑴　独占禁止法第２条第６項の「公共の利益に反して」とは，「原則としては同法の直接の保護法益である自由競争秩序に反することを指すが，現に行われた行為が形式的に上記に該当する場合であっても，上記法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して，『一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進する』という同法の究極の目的（同法１条参照）に実質的に反しないと認められる例外的な場合を右規定にいう「不当な取引制限」行為から除外する趣旨と解すべきであ」る（最高裁判所昭和５９年２月２４日判決・刑集３８巻４号１２８７頁）。

⑵　被審人２社は，郵政省内示及び本件合意について，一定の期限までに各地の郵便局における区分機類の機械化を実行するという国家的プロジェクトを達成するために行われたことであるとし，このような国家的プロジェクトのもたらす消費者利益等の社会的価値は，競争制限の正当化事由

と解するべきであり，公共の利益に反しない場合に該当する旨主張する。

しかしながら，不当な取引制限に該当する価格カルテルや入札談合は，原則として，それ自体で公共の利益に反するというべきである。そして，独占禁止法の趣旨目的に照らせば，同法違反行為に該当する行為でありながら，公共の利益に反しないとするためには，単に，当該違法行為によって国家的プロジェクトが推進されたというだけでは足りず，当該国家プロジェクトの達成によって確保される一般消費者の利益の内容，当該プロジェクトの達成によって促進される国民経済の民主的で健全な発達の内容，当該国家プロジェクト達成のために当該違法行為を行う以外に他に採るべき手段がなかったか否か，当該違反行為の違反の程度はどのようなものか，などについて慎重な検討を経た上で，本件合意が正当化事由を有すること及び公共の利益に反しないことを被審人の側で，説得的な反論及び反証をすることが必要である。

これを本件についてみるに，確かに，増大する郵便物の効率的な処理，郵便局における人員削減等を実現するために，各地の郵便局に早期に区分機類を配備することが国家的に重要なプロジェクトであることは明白であるものの，その実現のために郵政省内示及び本件合意による受注調整という方法しかなかったという反論反証はない。他方，公正取引委員会の立入検査が行われた後は，いまだ各郵便局への区分機類の配備が終了していなかったと推認されるにもかかわらず，郵政省は，郵政省内示を中止しているが，これによって上記プロジェクトの遂行に障害が生じたとの主張立証もないことに照らせば，郵政省内示及び本件合意による受注行為は，上記国家プロジェクト達成のために必ずしも必要不可欠なものではなかったものと推認される。

したがって，本件では，本件合意が公共の利益に反すること等の推認を揺るがすに足りる反証はないものといわざるを得ない。

5　小括

以上２ないし４によれば，被審人２社は，本件合意の下に，受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり，これは，独占禁止法第２条第６項の「不当な取引制限」に該当するものである。

6　争点５（本件合意は「対価に係るもの」に該当するか）について

⑴　独占禁止法第７条の２第１項にいう「対価に係るもの・・・をしたときは」とは，商品や役務の対価そのものを合意の内容とするもののほか，商品や役務の対価への影響を目的とするものや，対価に対して直接的な効果を及ぼすことが明らかなものを含むと解される。そして，入札制度が入札価格を基準として受注予定者を決定するものであることに照らすと，入札における競争を対象とする不当な取引制限（いわゆる入札談合）の場合には，受注予定者を決定するとともに，受注予定者以外のものは，価格競争を回避して受注予定者が入札する価格以下の価格で入札しないという合意を当然に包含するものといえるから，定型的に「対価に係るもの」に該当すると解するべきである。

本件合意は，前記２のとおり，受注予定者を決定し，当該受注予定者が受注できるようにすることを内容とするものであり，本件合意に基づいて受注予定者とされた者が，郵政省の予定価格の範囲内ではあるものの，他の被審人との価格競争を全く考慮することなく，自社の利益を最大限とする価格で入札することを可能とし，かつ落札することをも実現させるから，商品の対価に直接影響するものであることが明らかである。

したがって，本件合意は独占禁止法第７条の２第１項に規定する「商品の対価に係るもの」に該当する。

⑵　被審人２社は，本件においては，一般競争入札の実施に際し，郵政省内示を受けた被審人のみが応札し，他の被審人は，入札に参加せず，したがって，当該入札手続によって決定される落札価格の形成に何ら関与するところがなく，また各落札価格の形成は，専ら郵政省と当該内示を受けた被審人との交渉によって行われていたといえるのであり，本件合意は「対価に係るもの」に該当しないと主張する。

しかしながら，本件のような入札に参加することが可能な事業者が２社のみである場合には，受注予定者以外の事業者が入札に参加しないことにより，入札に参加した事業者は予定価格の範囲内で自由に対価を決定することが可能となるのであり，受注予定者以外の事業者が落札価格の形成に何ら関与するところがないとはいえない。また，郵政省内示を受けた被審人のみが郵政省内示を受けた物件について下見積書を提出して，郵政省の契約課の担当者と価格にかかる交渉を行っていたこと（前記第２の５(4)）

は，郵政省内示によって受注予定者を決定するとの本件合意に基づいて受注予定者と決定された被審人だけが，他方の被審人の存在を意識することなく，郵政省と価格交渉を行って実質的に区分機類の予定価格をも決定できたことを意味するのであるから，むしろ，本件合意が区分機類の対価に影響を与えるものであったことは，明らかである。

なお，被審人２社は，課徴金賦課の要件として，違反行為者である事業者及びその従業員に故意・過失，違法性の認識及び違法性の認識可能性が存在することを要すると解するべきであると主張するが，独占禁止法第７条の２は，課徴金賦課の要件として，事業者又はその従業員の故意・過失，違法性の認識等を必要とする旨定めておらず，また，課徴金制度の趣旨からも，そのように解釈するべきとは認められない。

よって，被審人２社の主張はいずれも採用できない。

７　争点６（本件各物件の中に，課徴金の対象から除外すべきものがあるか否か）について

⑴　独占禁止法第７条の２の「当該商品」の解釈

ア　独占禁止法第７条の２第１項は，事業者が商品又は役務の対価に係る不当な取引制限をした場合には，公正取引委員会は，事業者に対し，当該行為の実行としての事業活動が行われた期間における当該商品又は役務の売上額を基礎として計算された額の課徴金の納付を命ずる旨規定している。

同項にいう「当該商品又は役務」とは，原則として，不当な取引制限の対象とされた商品又は役務全体を指すものと解するべきである。しかし，本件合意のような入札談合の場合にあっては，基本合意によって対象となる商品又は役務が特定されたとしても，各商品又は役務について個別の入札が実施されるため，基本合意の成立によって発生した競争制限効果が当然に各商品又は役務に及ぶわけではないから，入札談合における「当該商品又は役務」とは，基本合意の対象となった商品又は役務全体のうち，個別の入札において基本合意の成立により発生した競争制限効果が及んでいると認められるものをいうと解するべきである（公正取引委員会平成６年３月３０日審決・同審決集第４０巻４９頁，同平成１５年６月１３日審決・同審決集第５０巻３頁，同平成１７年９月２８日審決・同審決集第５２巻１００頁参照）。そして，個別の入札におい

て基本合意に基づき受注予定者が決定されたことが認められれば，当該入札の対象物件には，自由な競争を行わないという基本合意の成立によって発生した競争制限効果が及んでいるものと認められるから（公正取引委員会平成２０年１１月１９日審決・同審決集第５５巻４８０頁，同平成２１年２月１６日審決・同審決集第５５巻５９８頁参照），基本合意の対象から除外された等の特段の事情がない限り，「当該商品」に該当するものと認められる。

本件において，別紙１「課徴金算定対象物件一覧」に記載の各物件については，いずれも，郵政省内示を受けた被審人東芝のみが入札に参加し，受けなかった被審人日本電気は入札に参加しないことにより，被審人東芝が当該各物件を受注しており，また，別紙２「課徴金算定対象物件一覧」に記載の各物件については，いずれも，郵政省内示を受けた被審人日本電気のみが入札に参加し，受けなかった被審人東芝は入札に参加しないことにより，被審人日本電気が当該各物件を受注している（争いがない。）のであり，上記各物件（本件各物件）については，いずれも，本件合意に従って受注予定者が決定されたものと認められるから，本件各物件には本件合意による競争制限効果が及んでいるものと認められる。

したがって，本件各物件は独占禁止法第７条の２第１項の「当該商品」に該当するものである。

⑵ア　被審人２社は，個別物件は，郵政省内示により受注予定者が特定されていたのであり，たとえ，それらの物件の調達が形式上一般競争入札に付されたとしても，およそ実質的な競争を期待し得ない客観的状況にあったことから，かかる事情を有する入札物件は，課徴金賦課の対象となるものではないと主張する。

しかしながら，これらの主張は本件合意の不存在を前提とするものであって，採用することができない上，被審人２社の主張は，要するに，郵政省内示によって区分機類の市場の競争が完全に排除されていたことを前提するものであり，これも，既に述べたとおり前提を欠くものであって失当である。

入札談合においては，これに参加する事業者間において，受注予定者を決定して価格競争を回避するとともに受注機会の均等化等を図るこ

とがあり，特定の違反行為者しか受注し得ない物件を包含することは当然にあり得ることであるから，各個別物件ごとにおいて競争可能性を判断することは意味を有するものではない。

したがって，個別物件の入札時において被審人２社が競争し得る状況ではなかったこと及び受注予定者が特定の被審人に決定せざるを得なかった等の事情は「当該商品」の該当性の判断を左右しない。

加えて，区分機類の個別物件の入札案件において，事実上，郵政省内示を受けた被審人しか落札できない状況になっていたのは，本件合意を形成していた被審人２社の意向を受けて，これに同調した郵政省が，その意向に沿うように入札を運用したからであって，正に本件合意によるものであり，およそ実質的な競争を期待し得ない客観的状況にあったものではない。このことからしても，当初から競争がなかったわけではなく，本件合意が競争を排除したものであることが明らかである。

また，被審人２社は，個別の入札物件についての競争制限が本件合意に基づくものではなく，他の原因に基づくことが明らかである場合には，当該個別の入札物件は課徴金の対象とはならないものというべきであり，本件における競争制限は，独占的買主である郵政省がその目的を達成するために区分機類の選別・特定を行ったこと又は郵政省内示等によって生じたものであり，本件合意によるものではないと述べるが，本件対象物件は，本件合意により受注予定者とされた者によって落札されており，その競争制限効果は本件合意に基づくものであること（前記(1)）は明らかである。

さらに，被審人２社は，予備部品条件（個別事情Ａ），接続条件（個別事情ＢおよびＧ），短期間納入条件（個別事情Ｃ，Ｄ及びＧ）等が付されたことにより，郵政省内示を受けた被審人は当該物件の受注が可能であるが，他の被審人は，かかる条件を満たして当該契約を履行することができないか又は著しく重い負担を負うものであるから，私的企業としては，社会的・経済的には受注することはできないと判断し，入札に参加しない行動を採らざるを得ないものであり，かかる判断・行動は私的企業の合理的な経営判断として独占禁止法上も適法なものというべきである旨及び上記事情等により受注予定者は自ずと被審人のいずれしかあり得ない旨主張するが，これらの主張も本件合意の不存在を前提

とするものであり，採用することができない。

イ　被審人２社は，入札前に配備予定局との間で具体的な搬入・据付打合せが行われていた物件並びに入札前に玉突き移設のスケジュールが策定されており郵政省と特定の被審人の間で綿密な打合せが行われていた物件や連結部や情報入力装置等を入札の対象とする物件等について，一方当事者しか入札に参加することができない事情を種々述べたり，また，連結部のみの入札について，区分機本体の受注者以外の被審人が参加できないことは明白であると述べるなどこれらの個別物件については競争が存在しなかったと主張する。

しかしながら，前記アのとおり，個別物件の入札時において被審人２社が競争し得る状況ではなかったこと及び受注予定者を特定の被審人に決定せざるを得なかった等の事情は「当該商品」の該当性の判断を左右しない。加えて，被審人２社の上記主張も，郵政省内示及び本件合意の存在を所与のものとして競争不能を述べているだけであるところ，そもそも当初から本件合意がなければ競争が可能であったことは前記３(4)において既に述べたとおりである。郵政省内示及び本件合意がなければ，当初から，区分機類の仕様や付属の予備部品リストも，被審人２社に共通した，より一般化された形式となる余地はあったはずであるし，連結部の仕様についても，情報開示等の手段が講じられ，競争入札にふさわしい条件が整った可能性はあるのであり，このような可能性がある以上，競争可能性は否定されないのであるから，被審人２社の主張は理由がない。

なお，被審人東芝が区分機類を納入した品川郵便局及び川崎中央郵便局について，それぞれの局舎における区分機類の配置予定計画（レイアウト）の都合上，被審人日本電気の区分機類が納入されたのでは郵便局員らの作業効率が悪くなることが認められる（審第１０２号証，第１０３号証，参考人堀江寿）。しかし，かかる事情は，個別の入札における事情であり，そもそも「当該商品」の該当性の判断を左右しないことは上記のとおりである。加えて，上記レイアウトは本件合意の存在を前提とした状況下で策定されていること及び本件合意がなければ被審人日本電気の区分機類がより小型化された可能性があったこと（査共第５１号証）に照らすと，上記各郵便局において被審人日本電気の区分機類が

納入される可能性がなかったとまでは認められない。

８　結論

以上のとおり，本件違反行為は「対価に係るもの」であり，本件各物件はいずれも「当該商品」に該当する。

被審人２社は平成７年７月３日の入札において，自社に郵政省内示のあった物件のみ入札し，自社に郵政省内示のなかった物件の入札には参加しないという行為をとり，当該行為を平成９年１２月１０日に取りやめていること（前記第２の１０(1)）から，被審人２社の実行期間は平成７年７月３日から平成９年１２月１０日と認められるところ，本件各物件の契約締結日はいずれも実行期間中であるので，本件各物件にかかる売上額は全て課徴金の計算の基礎として算定される。

よって，被審人東芝及び同日本電気がそれぞれ国庫に納付しなければならない課徴金の額はそれぞれ前記第１の７記載の金額となる。

第６　法令の適用

以上によれば，本件違反行為は，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条の規定に違反するものであり，かつ，同法第７条の２第１項に規定する商品の対価に係るものであるから，同法第７条の２第１項及び第４項の規定を適用して，被審人２社に対し，同法第５４条の２第１項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成２２年６月１７日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　大久保　正　道

審判官　中　出　孝　典

審判官　佐　藤　郁　美

別紙１

# 課徴金算定対象物件一覧（被審人東芝）

| 番号 | 発注年度 | 契約番号 | 品名 | 契約日 | 契約金額（円・税込） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 7 | ⑦-2DC1-1 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 260,347,950 |
| 2 | 7 | ⑦-2DC1-3 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 1,253,365,800 |
| 3 | 7 | ⑦-2DC1-5 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 2,418,187,650 |
| 4 | 7 | ⑦-2DC1-7 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 466,244,950 |
| 5 | 7 | ⑦-2DC1-9 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 2,328,902,100 |
| 6 | 7 | ⑦-2DC1-11 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 314,139,700 |
| 7 | 7 | ⑦-2DC1-14 | 郵便物自動選別取りそろえ押印機 | 平成７年７月３日 | 694,941,000 |
| 8 | 7 | ⑦-2DC1-16 | 選別台付自動取りそろえ押印機 | 平成７年７月３日 | 253,936,200 |
| 9 | 7 | ⑦-2DC1-18 | 区分機用連結部 | 平成７年７月３日 | 68,677,310 |
| 10 | 8 | ⑧-2DC1-1 | 郵便物あて名自動読取区分機ほか２点 | 平成８年８月７日 | 2,264,786,660 |
| 11 | 8 | ⑧-2DC1-2 | 郵便物あて名自動読取区分機ほか２点 | 平成８年８月７日 | 283,115,070 |
| 12 | 8 | ⑧-2DC1-4 | 郵便物あて名自動読取区分機ほか２点 | 平成８年８月７日 | 1,642,832,490 |
| 13 | 8 | ⑧-2DC1-7 | 郵便物あて名自動読取区分機ほか２点 | 平成８年８月７日 | 255,489,440 |
| 14 | 8 | ⑧-2DC1-8 | 郵便物自動選別取りそろえ押印機ほか１点 | 平成８年８月７日 | 138,947,000 |
| 15 | 8 | ⑧-2DC1-9 | 郵便物自動選別取りそろえ押印機ほか１点 | 平成８年８月７日 | 69,494,100 |
| 16 | 8 | ⑧-2DC1-11 | 選別台付自動取りそろえ押印機ほか１点 | 平成８年８月７日 | 84,688,660 |
| 17 | 8 | ⑧-国 2D1-2 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成８年８月７日 | 278,670,000 |
| 18 | 8 | ⑧-国 2D1-4 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成８年８月７日 | 537,180,000 |
| 19 | 8 | ⑧-2DC1-18 | 新型区分機 | 平成９年１月 30 日 | 742,599,100 |
| 20 | 8 | ⑧-2DC1-20 | バーコード区分機 | 平成９年１月 30 日 | 194,453,700 |

| 番号 | 発注年度 | 契約番号 | 品名 | 契約日 | 契約金額（円・税込） |
|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 9 | ⑨-2DC1-1 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 580,755,000 |
| 22 | 9 | ⑨-2DC1-2 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 7,350,000,000 |
| 23 | 9 | ⑨-2DC1-3 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 7,846,965,000 |
| 24 | 9 | ⑨-2DC1-8 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 284,340,000 |
| 25 | 9 | ⑨-2DC1-9 | 新型区分機ほか２点 | 平成９年５月16日 | 258,195,000 |
| 26 | 9 | ⑨-2DC1-11 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 433,020,000 |
| 27 | 9 | ⑨-2DC1-12 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 752,955,000 |
| 28 | 9 | ⑨-2DC1-13 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 598,500,000 |
| 29 | 9 | ⑨-2DC1-17 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 81,480,000 |
| 30 | 9 | ⑨-2DC1-20 | バーコード区分機（Ｂ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 54,075,000 |
| 31 | 9 | ⑨-2DC1-21 | バーコード区分機（Ｂ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 134,400,000 |
| 32 | 9 | ⑨-2DC1-22 | バーコード区分機（Ｂ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 148,890,000 |
| 33 | 9 | ⑨-2DC1-25 | 郵便物自動選別取りそろえ押印機ほか１点 | 平成９年５月16日 | 70,350,000 |
| 34 | 9 | ⑨-2DC1-26 | 選別台付自動取りそろえ押印機ほか１点 | 平成９年５月16日 | 173,355,000 |
| 35 | 9 | ⑨-2DC1-28 | 区分機用連結部ほか１点 | 平成９年５月16日 | 15,435,000 |
| 36 | 9 | ⑨-2D1-1 | 新型区分機用情報入力装置 | 平成９年５月16日 | 2,841,930,000 |

別紙２

# 課徴金算定対象物件一覧（被審人日本電気）

| 番号 | 発注年度 | 契約番号 | 品名 | 契約日 | 契約金額（円・税込） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 7 | ⑦-2DC1-2 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 260,281,000 |
| 2 | 7 | ⑦-2DC1-4 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 752,373,800 |
| 3 | 7 | ⑦-2DC1-6 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 3,384,806,600 |
| 4 | 7 | ⑦-2DC1-8 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 466,384,000 |
| 5 | 7 | ⑦-2DC1-10 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 665,544,800 |
| 6 | 7 | ⑦-2DC1-12 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成７年７月３日 | 1,099,597,100 |
| 7 | 7 | ⑦-2DC1-15 | 郵便物自動選別取りそろえ押印機 | 平成７年７月３日 | 555,788,000 |
| 8 | 7 | ⑦-2DC1-17 | 選別台付自動取りそろえ押印機 | 平成７年７月３日 | 211,562,000 |
| 9 | 7 | ⑦-2DC1-19 | 区分機用連結部 | 平成７年７月３日 | 26,362,850 |
| 10 | 8 | ⑧-2DC1-3 | 郵便物あて名自動読取区分機ほか２点 | 平成８年８月７日 | 1,131,964,541 |
| 11 | 8 | ⑧-2DC1-5 | 郵便物あて名自動読取区分機ほか２点 | 平成８年８月７日 | 1,641,655,200 |
| 12 | 8 | ⑧-2DC1-6 | 郵便物あて名自動読取区分機ほか２点 | 平成８年８月７日 | 527,672,296 |
| 13 | 8 | ⑧-2DC1-10 | 郵便物自動選別取りそろえ押印機ほか１点 | 平成８年８月７日 | 208,420,500 |
| 14 | 8 | ⑧-2DC1-12 | 選別台付自動取りそろえ押印機ほか１点 | 平成８年８月７日 | 84,624,800 |
| 15 | 8 | ⑧-国 2D1-1 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成８年８月７日 | 288,225,000 |
| 16 | 8 | ⑧-国 2D1-3 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成８年８月７日 | 557,550,000 |
| 17 | 8 | ⑧-国 2D1-5 | 郵便物あて名自動読取区分機 | 平成８年８月７日 | 268,590,000 |
| 18 | 8 | ⑧-2DC1-15 | 区分機用連結部ほか１点 | 平成８年８月28日 | 5,282,870 |
| 19 | 8 | ⑧-2DC1-19 | 新型区分機 | 平成９年１月30日 | 1,066,930,650 |
| 20 | 8 | ⑧-2DC1-21 | バーコード区分機 | 平成９年１月30日 | 95,450,100 |

| 番号 | 発注年度 | 契約番号 | 品名 | 契約日 | 契約金額（円・税込） |
|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 9 | ⑨-2DC1-4 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 2,625,000,000 |
| 22 | 9 | ⑨-2DC1-5 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 5,664,991,500 |
| 23 | 9 | ⑨-2DC1-6 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 4,607,998,500 |
| 24 | 9 | ⑨-2DC1-7 | 新型区分機ほか３点 | 平成９年５月16日 | 292,992,000 |
| 25 | 9 | ⑨-2DC1-10 | 新型区分機ほか２点 | 平成９年５月16日 | 258,394,500 |
| 26 | 9 | ⑨-2DC1-14 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 781,496,100 |
| 27 | 9 | ⑨-2DC1-15 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 1,872,990,000 |
| 28 | 9 | ⑨-2DC1-16 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 998,497,500 |
| 29 | 9 | ⑨-2DC1-18 | バーコード区分機（Ａ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 80,979,150 |
| 30 | 9 | ⑨-2DC1-19 | バーコード区分機（Ｂ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 251,697,600 |
| 31 | 9 | ⑨-2DC1-23 | バーコード区分機（Ｂ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 216,997,200 |
| 32 | 9 | ⑨-2DC1-24 | バーコード区分機（Ｂ型）ほか１点 | 平成９年５月16日 | 134,998,500 |
| 33 | 9 | ⑨-2DC1-27 | 選別台付自動取りそろえ押印機ほか１点 | 平成９年５月16日 | 216,599,250 |
| 34 | 9 | ⑨-2D1-2 | 新型区分機用情報入力装置 | 平成９年５月16日 | 2,714,995,500 |